

第2次紀の川市長期総合計画基本計画(素案)について

【経過説明】

- ① 平成 29 年 8 月 7 日（月）～8 月 10 日（木）にかけて長期総合計画本部員、策定作業班長、策定作業班員を対象に「基本施策立案シート」策定にかかる説明会を開催
- ② 上記の「基本施策立案シート」作成にあたっては、これまでに実施した「施策評価シート（平成 28 年度成果）」、「S W O T 分析＝現行計画における各基本施策を取り巻く環境の整理」、「現行計画検証結果（平成 28 年度実施分）」、「課題整理シート（平成 28、29 年度実施分）」さらに、本部会議、審議会の意見を踏まえ、9 月上旬に作成
- ③ 上記により提出された「基本施策立案シート」に基づき、平成 29 年 10 月 19 日（木）～11 月 9 日（木）にかけて策定作業班長、策定作業班員を対象にヒアリングを実施
- ④ 上記のヒアリングを経て、現在、取りまとめ中の資料として「基本計画（素案）」として調整

第2次長期総合計画 前期基本計画の策定 基本施策策定のルールと視点

1. 「施策」のルールと視点

① 1つの施策を推進（所管）する部局が原則2部局以下になるようにする。

【視点】各部局においてPDCAマネジメントが実施できるか。説明責任が果たせるか。

② 政策の連鎖体系（ロジックツリー）にする。

【視点】目的が上位の「政策目標」を達成するための手段となっているか。手段が下位の「主な取り組み方針」の目的となっているか。

③ 紐づく「主な取り組み方針」は2つ以上にする。

【視点】（施策）1：N（主な取り組み方針）となるよう、施策間のバランス、規模感を確認する。

2. 「主な取り組み方針」のルールと視点

① 1つの主な取り組み方針を推進（所管）する部局が原則1部局になるようにする。

【視点】各部局においてPDCAマネジメントが実施できるか。説明責任が果たせるか。

② 政策の連鎖体系（ロジックツリー）にする。

【視点】目的が上位の「基本施策」を達成するための手段となっているか。手段が下位の「事務事業」の目的となっているか。

③ 原則、紐づく「事務事業」は2つ以上にする。

【視点】（主な取り組み方針）1：N（事務事業）となるよう、主な取り組み方針間のバランス、規模感を確認する。

④ 原則、「主な取り組み方針」の対象をそろえる。

【視点】紐づく事務事業の対象は誰か、何か。

1

第2次長期総合計画 前期基本計画の策定 基本施策策定のルールと視点

3. 「成果指標」のルールと視点

① 住民への説明責任を果たすための指標になるようにする。

【視点】内部管理のための指標よりも、住民にとって価値のある指標が選定されているか。

② 現状分析に基づき、「成果指標」を設定する。

【視点】施策全体から見た定量的、定性的な現状分析を行い、「施策の意図」、「今後の主な取り組み方針」で述べられている内容（キーワード）が数字で把握することができるか確認する。

③ 管理が可能な「成果指標」を設定する。

【視点】設定した成果指標の数値が「経年比較」、「他市比較」が可能で、指標の進捗管理を通じて、施策の進捗管理が可能となっているか確認する。

④ 原則、「成果指標」は2つ以上設定する。

【視点】複数の指標を組み合わせて施策の課題や状態が示されているか。（第1の組み合わせの方法として、「事実」と「受け止められ方」の両面を考慮すること。第2の組み合わせの方法として、「数字の判明による不公平感をなくすこと」と「現状把握ができること」、「指標設定が政策の推進力となること」を原則とする。

2

施策例：学校教育環境の充実

成果指標

- ①「学校に行くのは楽しい」と思う児童・生徒の割合
- ②不登校児童・生徒の出現率
- ③経済的理由による長期欠席児童生徒の割合
- ④・・・

目指す姿

安全・安心で快適な教育環境が整ったまちを目指します。

取組方針

課題

①教育相談の充実

課題

②教育機会の均等の推進

課題

③安全な通学環境の推進

課題

④安全・安心で快適な教育環境の充実

1:N

事業

1:N

1-1-1	担当部	危機管理部	関係部	危機管理部
地域防災力の向上	担当課	危機管理課	関係課	消防防災課

■現状と課題

- 平成 28 年の熊本地震や平成 23 年の東日本大震災などをはじめとして、近年、震度 6 弱以上の大地震が多発しています。また、平成 23 年の台風 12 号、15 号、平成 29 年の台風 21 号においては、紀の川市でも大きな被害がありました。
- 本市では、自主防災組織の組織率 100%を目指し、設立支援や啓発を行っており、平成 29 年 3 月末現在 80.8% (126 組織)の自主防災組織が設立されています。
- 市民意識調査では、「自主防災活動があり活動にも参加したことがある」が 24.8%、「自主防災活動があるが活動に参加したことがない」が 29.6%、「自主防災組織がない」が 9.0%、「わからない」が 33.4%となっており、市民の防災活動の実績が少ない現状となっています。
- 市民に的確な情報を迅速に伝えるため防災情報体制の充実を図り、防災行政無線のデジタル化整備などハード面の整備を進めています。
- 防災総合訓練をはじめ自主防災組織や各種団体等で、各種研修や訓練の指導などの育成強化を実施しています。平成 28 年度は 53 回実施され、2,485 人の市民が参加しています。
- 平成 28 年度より、市内の全小学校(16 校)の高学年を対象に、小学生防災教室を 3 年間で開催するように計画し、初年度には 5 校 316 名の児童が参加し、地域性を考慮した防災カリキュラムに取り組んでいます。

(主な課題)

- 自主防災組織が未設置の自治区への設立促進のための取組みが必要です。また自主防災組織を設立しているが、活動していない自治区への研修や訓練等の実施を促す必要があります。
- 災害対策基本法改正に係る指定避難所等の表示看板の変更及び大規模災害時における指定緊急避難場所の指定が必要です。
- 過去の地震災害の事例等を参考にして、有事の際の指定避難所のスムーズな開設、運営方法のルール化が必要です。
- 災害発生時における迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため、災害対策本部機能の充実と職員の防災対応力の強化が必要です。

■目指す姿

「自助・共助・公助」の役割分担が機能し、市民、地域、行政が一体となった災害に強いまちを目指します。

■成果指標

指標名	算式および出典	指標の 設定理由	現状値 (H29)	目標値 (H34)
自主防災組織組織率(世帯割)	自主防災組織設置自治区世帯数÷市全世帯数	地域防災力の向上に必要な最も重要な指標であるため	80.8% (H28)	100%
自主防災組織の研修・訓練回数		地域防災力や防災意識の向上を計る数値のひとつであるため	36 回 (H28)	45 回
自主防災組織等による訓練参加人数		地域防災力や防災意識の向上を計る数値のひとつであるため	2,485 人 (H28)	3,000 人
家具固定を行っている市民の割合	家具固定を行っている回答した市民の割合 (市民意識調査)	最も身近な防災対策の状況を把握するため	%	50%
自主防災組織の	自主防災組織の活動に		%	%

活動に参加している市民の割合	参加している回答した市民の割合 (市民意識調査)			
備蓄している市民の割合	備蓄していると回答した市民の割合 (市民意識調査)		%	%

■主な取り組み方針

方針①: 防災意識の啓発、普及

- 自主防災組織の必要性を引き続き周知・啓発するとともに、未設置自治区に対する設立の支援を行います。また休眠状態となっている自治区に対しては、研修支援等を行い、活動促進を図ります。
- 大規模災害(地震)を想定した総合的な防災訓練を関係機関及び地域住民(自主防災組織)と連携のもと実施し、防災活動に関する技術の向上及び防災意識の高揚を図ります。
- 小学生の防災教室を開催するなど、若年層の防災意識の向上を図ります。
- 各家庭における備蓄の確保を促します。

方針②: 防災施設等の計画的な整備

- 自主防災組織が地域の実情に応じて必要な防災資機材等の購入が行えるよう補助制度による支援を行います。
- 災害想定に応じた備蓄品の確保や資機材の整備を計画的に進めます。
- 引き続き防災行政無線のデジタル化を進め、情報伝達手段の充実を図ります。

方針③: 行政の防災対応力の強化

- 職員を対象とする研修や訓練を実施し、職員の防災対応力を強化します。
- 災害対策本部の立ち上げや運営訓練を実施するなど、災害発生時における初動体制の強化を図ります。また避難所運営に関する訓練を実施し、円滑な避難所運営が行えるよう取り組みます。

■市民等と行政の役割

主体	内容
個人(1人でできること)	○家庭での備蓄を行います。 ○地域の防災訓練や研修に参加します。
地域(みんなでできること)	○自主防災組織の設立を行います。 ○自主防災組織の活動、訓練を積極的に行います。
企業・NPO 団体(事業者ができること)	○職場での防災訓練を実施します。 ○事業継続計画の策定を進めます。

■関連する個別計画

計画名	計画期間
紀の川市地域防災計画	平成 18 年度～
紀の川市国民保護計画	平成 18 年度～
紀の川市地震防災対策アクションプログラム	平成 21 年度～

1-1-2 効率的で効果的な消防体制の整備	担当部 担当課:	危機管理部 消防防災課	関係部 関係課:	
--------------------------	-------------	----------------	-------------	--

■現状と課題

- 全国的に消防団員の高齢化が進んでおり、新たな消防団員の確保が喫緊の課題となっています。その一方で女性消防団員の数は年々増加傾向にあります。
- 本市においては、常備消防は岩出市と2市により設置している那賀消防組合が担っており、非常備消防である消防団と密接に連携・協力し、消防体制を確立しています。
- 本市では、消防団員数では県下2位の規模を備えていますが、山間部団員の高齢化による後継者問題や、被用者団員（サラリーマン）の増加による機動力の低下が懸念されています。一方で、新たな団員確保策として、平成28年に女性消防団を結成し、活動を行っています。
- 消防団の新入団員訓練や幹部訓練、また平成27年度より全方面隊による分団訓練を実施し、地域に即した専門訓練を行い、消防力の向上を図っています。
- 毎年度、地域の消防器具庫や防火水槽等の消防施設を計画的に整備し、地域の消防力の向上を図っています。
- 毎年度、那賀消防組合の管轄地域において、火災による死者、負傷者が発生しています。

（主な課題）

- 地域の消防体制を維持するため、社会状況や地域の実情に応じた消防団員の確保、後継者対策が必要です。
- 消防団の機能を維持、強化するため、効果的な各種訓練を継続実施し、全体的な消防団員の能力向上が必要です。また女性消防団員の育成、強化が必要です。
- 市域が広く、消防施設の設置数が多いことから、老朽化した消防施設の計画的な更新や整備が必要です。

■目指す姿

安全・速やかに活動できる消防体制を構築するとともに、市民が安心して暮らせるまちを目指します。

■成果指標

指標名	算式および出典	指標の 設定理由	現状値 (H29)	目標値 (H34)
消防団活動に対する市民の意識調査	市民意識調査による把握	施策の推進がどのように影響しているかを計る必要があるため	〇〇% (H29)	〇〇%
消防団員の充足率	和歌山県消防協会資料による	効果的な消防体制を構築しているかの指標	99.1% (H28)	100.0%
消防、救急体制に対して満足と 感じている市民の割合	施策の満足度調査における「満足」「まあ満足」と回答した市民の割合 (市民意識調査)		%	%

■主な取り組み方針

方針①: 消防・救急・救助体制の充実

- 那賀消防組合とさらなる連携強化を図りながら、消防・救急・救助体制の充実を図ります。
- 山間部等の団員の高齢化、後継者問題に対応するため、地元との調整を図りながら、再編成を含めた効率的・効果的な消防団体制の検討を行います。
- 消防団協力事業所制度を普及させ、消防団員が活躍しやすい体制づくりを構築し、被用者団員の増加による日中の機動力低下を防止するとともに、学生消防団活動認証制度を浸透させることで、消防団体制の強化を図ります。
- 消防団員の能力向上のため、引き続き那賀消防組合との連携や県消防学校が主催する研修に団員が積極的に参加できる体制作りをします。また女性消防団の育成を継続的に行い、女性消防団ならではの体制作りを構築します。

方針②: 火災予防対策の推進

- 那賀消防組合や婦人防火クラブなどの関連団体と連携し、各家庭における火災予防の知識習得や地域の防火意識の高揚を図ります。

方針③: 消防施設・装備の計画的な整備

- 限られた予算、財源の中で、優先順位をつけて老朽化した施設の更新、整備を行います。
- 消防団員が扱う装備品の充実を図ります。

■市民等と行政の役割

主体	内容
個人(1人でできること)	○消防団に積極的に加入します。 ○火災報知機や消火器等の設置を行います。
地域(みんなでできること)	○消防団活動に積極的に取り組みます。
企業・NPO 団体(事業者ができること)	○消防団協力事業所制度の認定を受けます。

■関連する個別計画

計画名	計画期間
紀の川市地域防災計画	平成 18 年度～

1-1-3	担当部 担当課:	建設総務課、道路河川課、都市計画課、住宅管理課、農地課	関係部 関係課:	
災害に強いまちの形成				

■現状と課題

- 平成 28 年度から国が岩出狭窄部の対策事業を進めており、事業が完了すれば本市の浸水被害の軽減につながることが予想されます。また平成 26 年度からは排水機能の回復を目指し、国営和歌山平野農地防災事業が進められており、排水機の改修、整備や水路の整備を順次実施しています。
- 平成 29 年 10 月に発生した台風 21 号により、本市においても大規模な浸水被害や土砂災害が発生し、甚大な被害を受けました。引き続きそれらを教訓として、市民の生命、財産を守るため、これまで実施してきた防災対策の一層の強化と充実を進める必要があります。
- 農業が盛んな本市には、市内全域に 777 箇所のため池が存在し、内 132 箇所が警戒を要するため池になっています。これまでに県の「ため池加速化計画」に沿って、計画的な改修を実施した結果、ため池改修済件数は 22 箇所となっています。
- 市営住宅長寿命化計画に基づき、順次、市営住宅の耐震診断を実施しています。
- 大規模地震等による倒壊を予防し、居住する市民が安全・安心に生活できるよう、旧耐震基準で建築された住宅耐震診断・耐震改修を促進しています。

(主な課題)

- 台風 21 号による被害結果を検証し、同様の被害が二度と発生しないよう治水対策や土砂災害対策を進める必要があります。
- ため池の防災・減災対策については、地元及び水利関係者への啓発により理解を得ているものの、受益者負担金が必要なことから事業実施に至らない場合が多いため、ソフト事業と併せて粘り強く進める必要があります。

■目指す姿

大規模自然災害に備えた対策を進め、安全安心な居住地が確保されているまちを目指します。

■成果指標

指標名	算式および出典	指標の設定理由	現状値 (H29)	目標値 (H34)
災害に強いと感じている市民の割合	市民意識調査におけるアンケート項目		〇%	〇%
耐震診断対象の市営住宅の耐震化率 (住宅管理課)	紀の川市地域住宅整備計画	市営住宅建築物の耐震化や長寿命化修繕を行い、安全で快適に居住できる住宅環境を実現する指標と考えられるため	14% (H29)	24%
市営住宅の長寿命化完了戸数率 (住宅管理課)	紀の川市地域住宅整備計画	市営住宅建築物の耐震化や長寿命化修繕を行い、安全で快適に居住できる住宅環境を実現する指標と考えられるため	45% (H29)	72%
ため池改修箇所 (農地課)	年間2箇所以上	ため池改修箇所数は、1箇所につき工事完了するのに2～3カ年を費やすため、早期改修を進めたいが、国県の予算の変動もある	22 箇所 (H29)	29 箇所

■主な取り組み方針

方針①:住宅耐震化の促進

- 様々な機会を通じて、一人でも多くの市民に住宅耐震に関する啓発を進めます。また耐震診断や改修に要する経費に対する補助を行うことで、耐震化の促進を図ります。
- 市営住宅については、耐震診断を実施し、耐震強度が不足する住宅については、計画的に改修を進めます。

方針②:農地・農業用施設の災害対策の推進

- 国営和歌山平野農地防災事業による農地湛水被害対策を推進します。
- 県に要望しつつ、団体営についてはソフト対応と併せため池改修を計画的に進めます。

方針③:土砂災害防止対策の推進

-

方針④:治水対策の推進

- 岩出狹窄部対策事業による浸水被害対策を推進します。

■市民等と行政の役割

主体	内容
個人(1人でできること)	○ ○
地域(みんなでできること)	○ ○
企業・NPO 団体(事業者ができること)	○ ○

■関連する個別計画

計画名	計画期間
公営住宅等長寿命化計画(住宅管理課)	平成 24 年 4 月～平成 34 年 3 月
農村環境計画(農地課)	平成 20 年～

1-1-4	担当部	危機管理部	関係部	地域振興課
防犯・交通安全対策の推進	担当課	危機管理課	関係課	商工観光課 道路河川課

■現状と課題

- 近年実施された道路交通法の改正により、高齢者による交通事故防止のための自動車運転対策の強化や自転車の悪質運転に対する対策が強化されました。
- 市民意識調査によると「犯罪抑制のために効果的だと思われるもの」として、「防犯カメラの設置」が 57.1%と最も多く、次いで「防犯灯、街路灯の設置」が 53.5%となっています。また「防犯パトロールの実施」も 36.1%と高くなっています。
- 自治区への防犯灯や防犯カメラの設置に対する支援を行うことで、市民が安全安心に暮らせるまちづくりの実現に向けて防犯体制の充実を図っています。
- 本市の交通事故件数はここ数年減少傾向ですが、全事故に占める高齢者の事故割合が平成 28 年度で 35%と依然高い状況です。
- 交通安全推進連絡協議会を中心に交通指導委員会などと連携して、交通安全教室や啓発活動を実施しています。また、高齢者に対して交通大学を開校し、高齢者の交通事故の防止と交通安全に対する意識を醸成するため、各カリキュラムを通して学習を促しています。
- 消費者が安全で安心な暮らしができるよう、消費者問題の相談窓口として対応や対処に関する情報収集提供をし、消費者問題を未然に防ぐとともに、関係機関への協力を求めながら早期解決を図っています。

(主な課題)

- 高齢者の事故割合が高いことから、重点的に高齢者の交通安全対策に取り組む必要があります。
- 特殊詐欺の手口が増え、被害件数が年々増加しています。高齢者の被害が大半を占めていることから地域や企業と連携した対策が必要です。(平成 29 年 7 月末現在: 紀の川市 3 件)
- 街頭犯罪等認知件数について市内では、「自転車盗」「万引き」が多く対策の検討が必要です。(平成 28 年自転車盗: 46 件、万引き: 47 件)
- 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進の観点から、小中学生の自転車マナー及び高齢者の交通マナーの問題に対して、幼少期から高齢者までの交通安全教育の検討が必要です。
- 市民の安全安心な消費生活を確保するため、多様化、複雑化していく悪徳商法や消費者トラブルに適切に対応することが必要です。

■目指す姿

交通安全意識を高めるとともに安全な交通環境の整備を行い交通事故や犯罪の起きにくいまちを目指します。

■成果指標

指標名	算式および出典	指標の設定理由	現状値 (H29)	目標値 (H34)
市内交通事故件数(人身事故) (危機管理課)	和歌山県警察(和歌山県の交通事故概況)	以前から成果指標としている	159 件 (H28)	300 件
高齢者(65 歳以上)の事故件数 (危機管理課)	和歌山県警察(高齢者の事故(65 歳以上))	全国的に増加傾向にある高齢者の事故件数として 高齢者に対する交通安全対策の推進状況が分るため	67 件 (H28)	60 件
犯罪率(紀の川市)	和歌山県警察 市町村別刑法犯犯罪率	以前から成果指標としている	5.46% (H28)	5.50%

(危機管理課)	(人口千人当り) 刑法犯認知件数÷国勢 調査人口×1000			
自治区の防犯カ メラ設置数 (危機管理課)	紀の川市防犯カメラ設 置費補助金交付要綱	H29 年度より以前から要望 があるもの 犯罪抑制のために効果的 だと思われるため	— (H29)	10 件

■主な取り組み方針

方針①:交通安全意識の向上推進(危機管理課)

- 小中学生の自転車マナー及び高齢者の交通マナーの問題に対して幼少期から高齢者までの交通安全教育を検討し、その段階(年齢等)に応じた交通安全教室を実施します。

方針②:安全な交通環境の整備

- 駐輪場などでの駐車マナーを啓発することにより、歩行者への配慮や盗難防止を推進します。
- 放棄自転車等対策として、各駅駐輪場などの見回りを強化または放置されにくい環境づくりなどを検討し対策します。

方針③:地域防犯対策の推進

- 増加している特殊詐欺等の被害を減少させるために関係機関に専門知識を持った講師を依頼して防犯教室等を開催します。
- 犯罪が発生しない環境づくりのため、各自治区への防犯灯・防犯カメラ設置等に係る支援を行ない地域の防犯対策を推進します。

方針④:消費者の安全対策の推進

- 消費者トラブルを未然に防止するとともに、早期解決を図るため、相談窓口を開設します。
- 関係機関との連携を図り、常に最新の情報を収集し、市民に対する情報提供、啓発・周知を行います。

■市民等と行政の役割

主体	内容
個人(1人でできること)	○地域の防犯・交通安全教室に積極的に参加します。 ○子どもや高齢者等の安全、防犯対策に協力します。
地域(みんなでできること)	○地域での防犯対策に取り組みます。
企業・NPO 団体(事業者ができること)	○子どもや高齢者等の安全、防犯対策に協力します。 ○交通安全や防犯対策の研修を実施します。

■関連する個別計画

計画名	計画期間
紀の川市交通安全計画(第 10 次)	平成 28 年度～平成 32 年度

1-2-1	担当部	保健福祉部	関係部	市民部
健康づくりと疾病予防	担当課:	健康推進課	関係課:	国保年金課

■現状と課題

- 国、県では、健康寿命延伸や健康格差に着目し、第2次健康日本21などを制定し、生活習慣病や生活習慣病の重症化を予防し、健やかに心豊かに生活できる活力ある社会を目指しています。当市においても地域特性を健康増進計画を策定し、健康づくりに関する施策・事業を展開してきました。
- 運動習慣の定着と基礎体力の維持・向上を目的としたコアキッズ体操やチャレンジ100万歩など身体活動計を活用した運動への意識付けの事業や、糖尿病、高血圧、高脂血症等に着眼した健康教室の開催、住民検診を活用した禁煙指導等の健康教育を中心に生活習慣の改善への意識付けに取り組んでいます。その結果、平成23年度と比較して平成〇年度の運動習慣者の割合が増加しています。
- 各種がん検診では、集団検診や個別検診による検診の受診機会を確保するとともに、検診の必要性の周知や未受診者の受診勧奨に取り組んでいます。特に、ピンクリボンキャンペーンによる乳房モデルを活用した自己触診方法の啓発など、自己管理の必要性や意識付けに力を入れており、取り組みの結果、がん検診受診者数は年々増加していますが、乳がん検診以外の胃・大腸・肺・子宮がんの受診率は低い状況です。
- 国保被保険者に対して実施している特定健診の受診率は、毎年向上しているものの第2期特定健診等実施計画の目標値(60%)とは大きく乖離しています。今後は未受診者、とくに受診率の低い40歳～64歳の対象者に対し、健診受診による疾病の早期発見・治療の重要性を認識していただき、受診率を上げることが重要となっています。

(主な課題)

- 健康への意識の向上、検診の受診や規則正しい生活習慣を実践するため、健康に関する正しい知識・情報を提供する必要があります。
- 世代間やライフサイクルをはじめ、栄養・食生活や運動・身体活動、こころの健康など健康分野ごとの現状と課題に応じた健康づくり、疾病予防の対策を進める必要があります。
- 壮年期を中心とする働き盛り世代等は健康への意識が低く、健診の受診や規則正しい生活を実施していない傾向にあるため、若い世代のがん健診受診率の向上やより良い運動習慣・生活習慣を定着させる取り組みが必要です。
- 特定健診受診率の向上とデータヘルス計画により見えてきた糖尿病の重症化予防の対策をすすめる必要があります。

■目指す姿

市民が健康な生活習慣や心の健康に理解を深め、自分に合った効果的な健康づくりに楽しく取り組めるまちを目指します。

成果指標

指標名	算式および出典	指標の設定理由	現状値 (H29)	目標値 (H34)
健康寿命(歳)	日常生活動作が自立している期間の平均 要介護度2～5(介護保険)に基づいて算出	健康増進計画では「健康寿命の延伸」を目標にしており、その達成度を計る必要があるため	男 78.44 歳 女 83.28 歳 (H27)	男 78.50 歳 女 83.30 歳
18 歳以上の運動習慣者の割合(%)	H29 健康増進計画アンケート	健康評価指標として経年的にその達成度を計る必要があるため	18.0%	30.0%
各種がん検診受	40 歳以上の市民を対象	市の取り組みが計れ、全	胃 15.2%	胃 16.0%

診率(%)	とする	国、県、近隣市町村との比較可能な指標であるため	大腸 19.0% 肺 15.9% 乳房 21.7% 子宮 12.2%	大腸 25.0% 肺 25.0% 乳房 30.0% 子宮 15.0%
特定健診受診率	40～74 歳の国保被保険者	市の現状を把握し、近隣地域との比較可能な指標であるため	35.4% (H28)	41%

■主な取り組み方針

方針①: 健康づくりの推進

- 子供から高齢者まで、より良い生活習慣や心やからだの健康に関する正しい知識を身につけられるよう、健康に関する情報が得られる環境を整備します。
- 運動習慣者の増加に繋がる取り組みや、子供や妊産婦の受動喫煙対策など健康増進計画に掲げた健康課題の解決に繋がる健康づくりに関する事業の充実を図り、市民や地域が健康づくり活動に取り組みやすくなるよう新たな環境・仕組みづくりを進めます。

方針②: 疾病予防、重症化予防対策の充実

- 麻しん・風しん・結核等の特定感染症予防のための接種率の向上、維持を目指します。また、感染症、食中毒、熱中症等の正しい知識の普及に取り組みます。
- 国の指針に沿った各種がん検診の実施し、多くの市民に正しい検診を受けてもらえるよう取り組みます。
- 医師との連携を密にし、精度管理の充実を目指した体制づくりと受診率の向上に取り組みます。

方針③: 特定健診・特定保健指導の充実

- 特定健診の受診率を上げ、疾病の早期発見・重症化予防に取り組みます。
- 特定保健指導を実施し、対象者の生活習慣を改善し、健康的な生活を維持できるよう支援します。

■市民等と行政の役割

主体	内容
個人(1人でできること)	○自分の健康状態に関心を持ち、健康に関する正しい知識や情報を得ます。 ○積極的に健康づくりに取り組みます。
地域(みんなでできること)	○健康づくりのグループやサークルの運営によるきかけづくりや、継続を促すための仲間づくりを推進します。
企業・NPO 団体(事業者ができること)	○健康づくりや運動に関するイベント開催や情報提供を行います。

■関連する個別計画

計画名	計画期間
第2次紀の川市健康増進計画	平成30年度～平成34年度
特定健康診査等実施計画	平成30年度～平成34年度

1-2-2 地域医療体制・医療サービスの 充実	担当部 担当課:	保健福祉部 健康推進課	関係部 関係課:	市民部市民部 国保年金課
-------------------------------	-------------	----------------	-------------	-----------------

■現状と課題

- 高齢化の進展による医療・介護の需要増大という社会状況に対応するため、国・県は地域医療構想を策定し、限られた医療・介護資源を適正・有効に活用するため、医療機関の分化・連携により適切な医療を提供する体制整備をすすめています。
- 岩出市との2市で運営する地域の拠点となる公立那賀病院においては平成 27 年度に救急科の設置、時間外の救急患者を受け入れるための各診療科の待機時間の延長等、救急医療体制に取り組んでいます。
- 那賀圏域内の医療機関には ICU や救命救急などの病床がありません。一次救急として那賀休日急患診療所が年間 72 日夜間 42 日間を実施しており、休日の二次救急は那賀病院、名手病院、富田病院、殿田病院、貴志川リハビリテーション病院が輪番で 144 日を担っています。
- 紀の川市と岩出市で構成する那賀医療圏域において、圏域内に7病院が所在し、多くは急性期や慢性期の医療を担っています。
- 毎月広報において 24 時間体制で提供できる県の救急医療情報の窓口を掲載していますが、平成28年度の市民意識調査では「休日、夜間に対応する病院がわからない」という回答が 21.5%あります。
- 子育て支援策として子どもの医療費助成制度の重要性が増しており、平成 28 年 8 月から子ども医療費助成制度の対象を中学生の外来診療まで拡大し、中学卒業まで医療費無料化を実現しています。
- 直営診療施設である鞆淵診療所は、対象とする地域人口の減少により年々受診者数が減少しています。また、対象者の高齢化により診療所への通院も困難な事例も出ています。

(主な課題)

- 公立那賀病院においては、地域医療の確保、救急医療体制の充実のためにも、地域医療構想における高度救急期病床への対応をはじめ機能強化が必要となります。
- 小児科医の不足があり、那賀医療圏内で、小児救急体制が十分ではありません。
- 休日急患診療所の老朽化が進み、待合室や駐車場が狭小であることから、施設の整備が必要となっています。
- 安心して医療が受けられる環境の整備として、関係機関と協力して適切な情報を提供する必要があります。
- 鞆淵診療所の安定運営のため収支改善に繋がる取り組みが必要です。

■目指す姿

市民の誰もが必要な時に安全で質の高い医療サービスを受けることができるまちを目指します。

■成果指標

指標名	算式および出典	指標の設定理由	現状値 (H29)	目標値 (H34)
那賀休日急患診療所の外来患者数(紀の川市分)	毎年度の成果表から	休日急患診療所の受け入れ状況を把握するため	1,007 人	1,654 人
かかりつけ医を持っている人の割合	かかりつけ医がいると回答した市民の割合 (健康増進計画 H29アンケート)	「必要なときに安全な医療サービスを受けることができる」という市民感情が反映されるため。	31.3%	50.0%

小児救急の受診 児数	応急診療センター住所 別診療科別受診者数	紀の川市民の応急診療セ ンター小児科(和歌山市)の 状況を把握するため	814 人	850 人
鞆渚診療所の受 診率	年間受診者数/鞆渚地 区人口(へき地診療所 実態調査)	診療所の現状を把握できる 指標であるため	4.87	5.0

■主な取り組み方針

方針①: 地域医療体制の充実

- 地域医療の拠点である公立那賀病院の機能強化を進めます。
- 安定的な受診機会の確保と質の高い医療を提供できるよう、県や公立那賀病院をはじめ、医師会や歯科医師会などと連携し、より効果的な地域医療体制の充実を図ります。

方針②: 救急医療体制の充実

- 休日急患診療所の新築移転について、医師会・岩出市と協議のうえ推進します。
- 病院群輪番制病院運営事業や那賀歯科医師会への委託による歯科の休日急患業務、公立那賀病院への小児救急医療への支援を継続して実施し、救急医療体制の整備を図ります。
- 広報紙やホームページ等を活用し、救急医療の正しい使い方や救急医療の窓口案内を継続して市民に啓発します。

方針③福祉医療費助成の実施

- 誰もが安心して医療を受けられるよう、医療費の助成を実施します。
- 中学校卒業まで医療費の無料化を継続し、子育て支援を行います。

方針④直営診療施設の安定的運営

- 鞆渚診療所の経営状態の改善に取り組みます。

■市民等と行政の役割

主体	内容
個人(1人でできること)	○ かかりつけ医を近所の医療機関にします。 ○ 限りある医療資源を適切に使います。
地域(みんなでできること)	○ 共助の精神で保険料を納付します。
企業・NPO 団体(事業者ができること)	○ 医療資源の有効活用の啓発並びに支援を行います。 ○ 医療の質を高め適切な医療を提供します。

■関連する個別計画

計画名	計画期間
第2次紀の川市健康増進計画	平成30年度～平成34年度

1-2-3	担当部	市民部	関係部	
医療保険制度の安定運営	担当課:	国保年金課	関係課:	

■現状と課題

- 全国的には、近年、高齢化やライフスタイルの変化により、がんや糖尿病等の生活習慣病の割合が増加し、医療費の増大に繋がっています。そのため国は「健康日本 21」を策定し、健康づくり・疾病予防を推進しています。
- 安心して誰もが医療を受けることができる、国民皆保険制度を維持継続するため、平成30年度から県と市町村が運営の責任主体となる国民健康保険制度の広域化が始まります。
- 本市では高齢化が進み、国保被保険者一人当たりの医療費がこの10年間で1.25倍になっています。
- 国民健康保険制度の安定運営のため、データヘルス計画を策定し、詳細な医療費分析を行い、当市の疾病状況の把握を行いました。また、きめ細かい未納・滞納者対策を実施し、県内他市と比較して高い収納率を維持しています。

(主な課題)

- 国保・後期高齢者医療共に、少子高齢化や医療の高度化により医療費が年々増加しています。今後も医療保険制度を維持するために、各種検診による疾病の早期発見、被保険者の健康づくりへの支援、ジェネリック医薬品の普及等が必要です。
- 国民健康保険事業の県広域化に向けての取り組みが必要です。

■目指す姿

国民健康保険制度及び後期高齢者医療保険制度を安定的に運営することによって、誰もが安心して医療を受けることができるまちを目指します。

■成果指標

指標名	算式および出典	指標の設定理由	現状値 (H29)	目標値 (H34)
国保被保険者1人当たり医療費	国保医療費合計額／国保被保険者 (国民健康保険事業年報)	医療費の推移が把握でき、国や近隣地域との比較可能な指標であるため	363,818 円 (H28)	414,750 円 ※
国民健康保険税収納率(現年分)	現年分収納額／現年分調定額 (国民健康保険事業年報)	市の現状を把握し、近隣地域との比較可能な指標であるため	95.19% (H28)	96%
後期被保険者1人当たり医療費	後期高齢者医療費合計額／国保被保険者 (●)	市の取り組み状況が計れ、近隣地域との比較可能な指標であるため	974,787 円 (H28)	1,004,030 円 ※
後期高齢者医療保険料収納率(現年分)	現年分収納額／現年分調定額 (●)	市の現状を把握し、近隣地域との比較可能な指標であるため	99.6% (H28)	99.8%

※一人当たり医療費について・・実績による H34 推計値は対 H28 比で国保 16%増、後期:4%増であるが医療費抑制策の効果を見込み、目標値はそれぞれ 14%、3%増としている。

■主な取り組み方針

方針①: 国民健康保険事業の安定的運営

○平成 30 年度より始まる国保広域化で県・県下市町村と共に国保制度の継続と安定的運営を目指します。

方針②後期高齢者医療制度の安定的運営

○後期高齢者医療広域連合に加入する市町村と共に、引き続き制度の安定運営に尽力し、高齢者の医療サービスの向上に努めます。

■市民等と行政の役割

主体	内容
個人(1人でできること)	○ 検診を受け健康管理に気をつけます。 ○ 納期限内に保険税(料)を納めます。
地域(みんなでできること)	○ 地域で健康づくりに関連する活動を行います。
企業・NPO 団体(事業者ができること)	○ 社員の健康管理に努めます。 ○ 診療と共に疾病予防のアドバイスをを行います(医療機関)。

■関連する個別計画

計画名	計画期間
和歌山県市町村国保広域化等支援方針	平成 22 年度～平成 32 年度
データヘルス計画	平成 30 年度～平成 35 年度

1-3-1	担当部	保健福祉部	関係部	
地域福祉のしくみづくりと推進	担当課:	社会福祉課	関係課:	

■現状と課題

- 全国的に少子高齢化、核家族化などによる家庭機能の低下や人と人とのつながりの希薄化などが進み、市民同士や地域内での新たな支え合いの活動がますます重要になっています。
- 今後さらに、地域での支え合いによる地域福祉の体制づくりを推進することが求められています。市民意識調査によると、約 3 割が「今後、ボランティア活動や市民の自主的なグループへの参加意向」を示しており、参加したい活動内容のトップが「福祉」となっています。今後さらに地域福祉への参加を促していく必要があります。
- 地域福祉活動への参加は高齢化等により会員が減少し、新規会員の加入が追いついていない状況があります。また若い世代は、仕事などの理由により地域活動への参加が難しいという現状があります。
- 身近な地域福祉活動への参加を促進するとともに、暮らし方、働き方に応じた活動内容の検討が必要であり、地域福祉活動を活性化するために、中心的役割を担ってくれるリーダーの育成も求められます。

(主な課題)

- 地域で暮らす人と人とのつながりの希薄化が進み、地域そのものの弱体化が進んでいます。
- 地域で活動されている民生委員児童委員、ボランティアなどのなり手不足、高齢化が進んでいます。
- 地域福祉活動への中心的役割のリーダーの育成も求められています。

■目指す姿

みんなが安心して暮らせる きのかわ ～みんなではぐくむ地域のつながり～

地域が抱える課題を、みんなで解決できる仕組みをつくり、安心して暮らせるまちを目指します。

■成果指標

指標名	算式および出典	指標の設定理由	現状値 (H29)	目標値 (H34)
民生委員児童委員 1 人当たりの平均年間活動日数	市の現状	今後の民生委員の活動日数の推移	131 日 (H28)	140 日
福祉ボランティアの人数	社会福祉協議会登録人数	今後のボランティア人数の推移	1,868 人 (H29)	1,800 人
地域におけるボランティア活動に参加している市民の割合	ここ 1 年で地域におけるボランティア活動に「参加している」と回答した市民の割合 (市民意識調査)	今後のボランティア活動参加人数の推移		

■主な取り組み方針

方針①: 地域におけるつながり、交流の推進

- 地域で暮らす人々がお互いに助け合う地域福祉の必要性について意識できるよう啓発を進め、地域で交流し、支え合うためのつながりづくりのきっかけとなるような機会の提供や、地域とつながっていくための支援に取り組めます。

方針②: 地域福祉を担い、支える人材の育成

- 地域で活動されている民生委員児童委員、ボランティアなどの人材育成の取り組みを支援します。また地域住民、社会福祉協議会等と連携し、講座や研修を通じて、リーダーの発掘、育成を進めます。

方針③: 相談支援体制の整備と充実

- 福祉事務所やその他の関係機関と密接に連携し、常に地域住民の相談・支援等を行います。また、今後増加する複雑化した相談についても、対応できる総合的な相談体制の構築を図ります。

■市民等と行政の役割

主体	内容
個人(1人でできること)	○ 日頃からの声かけに心掛けます。 ○ 地域福祉活動に参加します。
地域(みんなでできること)	○ 地域福祉活動の企画や開催に協力します。
企業・NPO 団体(事業者ができること)	○ 市民や地域と連携し、地域福祉の推進に協力します。

■関連する個別計画

計画名	計画期間
紀の川市地域福祉計画	平成 30 年 4 月～平成 35 年 3 月
紀の川市地域福祉活動計画	平成 30 年 4 月～平成 35 年 3 月

1-3-2 高齢者へのサービス充実と健康づくりの推進	担当部 担当課:	保健福祉部 高齢介護課	関係部 関係課:	紀の川市地域包括支援センター
-------------------------------	-------------	----------------	-------------	----------------

■現状と課題

- 全国的に高齢化が進展し、65歳以上人口の割合は平成28年度時点で26.7%となっており、本市においても同様の傾向であり、65歳以上人口の割合は、30.0%(平成28年9月時点)と、すでに全国平均を上回っています。
- 本市の人口推計によると、今後も高齢者人口は増加し、平成37年にはピークに達することが予想されることから、介護サービスをはじめとする高齢者福祉のニーズが増えることが見込まれます。
- 本市では、直近の「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」結果から、介護・介助が必要になった主な原因は、「骨折・転倒・高齢による衰弱・関節の病気」が50.6%となっています。また、今後拡充すべき施策では、「在宅サービスの充実」が27.5%と最も多く、次いで「健康づくり対策の充実」が25.8%となっています。
- 「介護予防対策・みんなで支えあう地域づくり・生きがいづくり」にスポットをあてた活動として介護予防に取り組む自主サークル数が着実に増え、特に平成27年度から実施している地域リハビリテーション事業「てくてく体操」への参加団体が増加しています。

(主な課題)

- 高齢者が家庭に引きこもり、社会参加意識の低さが問題となっています。
- 高齢者自らが予防の大切さに気づき、自発的に活動することが求められています。
- 介護サービスが必要な人へ必要な分だけ適正に提供される健全な介護運営が求められています。
- 身体機能の低下による衰弱・転倒を防ぐため、健康づくり対策の充実が求められています。
- 重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるような体制づくりが必要です。

■目指す姿

高齢者が住み慣れた地域で生きがいをもって暮らすことができるまちを目指します。

■成果指標

指標名	算式および出典	指標の 設定理由	現状値 (H29)	目標値 (H34)
地域で自主的に介護予防活動に取り組むサークル数	登録サークル数	サークル活動に高齢者が自主的に参加し、介護予防及び地域コミュニティの形成を地域に定着させる成果指標となるため	62	100
介護保険の認定を受けている人の割合	介護保険事業状況報告	高齢者が要介護状態にならないように、健康づくり、生活習慣病予防への取り組みの成果指標となるため	23.3%	23.3%

■主な取り組み方針

方針①:高齢者の生きがいつくりと社会参加の推進

- 元気プラス塾、集い場(ひなたぼっこ)事業
- 健康づくり(てくてく体操など)事業

方針②:高齢者の自立支援

- 地域みまもりネットワークの推進
- 権利擁護の取り組み推進

方針③:介護保健サービスの適切な運営と充実

- 介護保険適正化事業
- 地域包括ケアシステムの推進

方針④:介護予防と健康づくりの推進

- 健康づくり(てくてく体操など)事業
- フレイル事業

方針⑤:地域包括ケアシステムの構築

- 地域包括支援センター機能の充実
- 認知症サポーターの養成事業

■市民等と行政の役割

主体	内容
個人(1人でできること)	○ 自ら積極的に社会参加すると共に地域で支えあう意識を高めます。 ○ 介護保険制度について理解し適切に利用します。
地域(みんなのできること)	○ 地域の健康づくり(てくてく体操など)に積極的に参加します。
企業・NPO 団体(事業者ができること)	○ 介護予防対策に関心を持ち、活動の輪を広げます。

■関連する個別計画

計画名	計画期間
第7期紀の川市介護保険事業計画及び高齢者福祉計画	平成30年4月～平成33年3月

1-3-3	担当部	保健福祉部	関係部	
障害者の自立支援	担当課:	障害福祉課	関係課:	

■現状と課題

- 国では、障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行う施策を実施しています。
 - 本市では、障害者の主な支援者である家族等の高齢化が進み、60 歳以上が半数を超えている状況です。家族等からのニーズとして、「家族の亡き後」に障害者が安心して生活続けるための住居となる入所施設の拡充が望まれています。
 - 療育手帳を持つ若年層については、グループホームへの入居希望があり、福祉的就労支援施設の利用を希望するニーズも高くなっています。
 - 平成 28 年度実施の「紀の川市第 2 次障害者基本計画策定のためのアンケート調査」では、介護が必要になった時に必要とするサービスとして、本人や同居人に持病や障害のある家庭においては、施設入所を希望する回答が 40%を超えています。
 - 相談支援の中心的な役割を果たす紀の川市基幹相談支援センターを設置し、相談業務の充実を図り、毎月 100 人を超える相談に対応し、地域で自立した生活を支援しています。
- (主な課題)
- 障害に対する理解が十分でないことから、さらに障害に対する理解・啓発を進める必要があります。
 - 障害者やその家族が、住みなれた地域で日常生活を送る上で抱える様々な問題や悩み等相談に対応する市基幹相談支援センターの相談員が不足しており、人材確保が急がれます。
 - 障害福祉サービスを受けるため必要なサービス等利用計画を策定する特定相談支援事業所の相談支援専門員等の人材が不足しています。
 - 一般企業等による障害者の雇用が進んでいないため、障害者雇用に対する意識啓発を進めていく必要があります。また、雇用の定着及び工賃水準の向上が必要です。
 - 家族等の支援者が高齢化する中で、障害者が地域で生活していくためのソフト面の支援や共同生活施設・重度障害者が入所する施設等のハード面が不足しています。

■目指す姿

障害があっても住みなれた地域で心豊かに暮らせるまちを目指します。

■成果指標

指標名	算式および出典	指標の設定理由	現状値 (H29)	目標値 (H34)
成年後見制度利用者数(人)	平成 29 年度当初の成年後見制度利用者数 × 1.2	親亡き後、地域生活を送る上で必要な障害者の権利を擁護するための取り組み状況を計るための指数であるため	64 人 (H29)	77 人
障害福祉サービス給付受給者数(人)	平成 29 年度当初の障害福祉サービス給付受給者 × 1.2 (20%増)	住みなれた地域で生活するために、どれだけの障害者が障害福祉サービスを必要としているかを合理的に計る指標であるため	508 人 (H29)	610 人
就労移行支援事業の利用者数(人)	平成 29 年度当初の就労移行支援事業給付受給者数 × 1.2 (20%増)	経済的にも地域で自立した生活を送るための就労に繋がる就労支援の状況を計る	23 人 (H29)	28 人

		ため		
--	--	----	--	--

■主な取り組み方針

方針①: 理解と支えあう体制づくり

- 障害を理由とした差別の禁止と虐待防止にむけた取り組みを充実するとともに、障害への理解の促進を図るため、関係機関等と連携し市民への啓発に努めます。
- 障害者の権利を守るため、権利擁護制度の周知と理解の促進を図り、成年後見制度の利用に繋がります。
- 障害のある人やその家族の自発的な活動や啓発活動への支援を行ないます。

方針②: 地域で自立した生活をするための支援

- 多様化、複雑化する相談内容に対応できる相談窓口の休暇や相談支援体制の充実を図ります。
- 在宅での障害福祉サービスの充実を図り、医療的なケアや常時介護が必要な重度の障害のある人などが、日中活動が出来るサービスの確保と充実を図ります。
- グループホームなどの「住まいの場」の充実を図ります。
- 障害のある乳幼児や家族に対する相談支援や、適切な療育の場を提供できる体制の充実に努めます。

方針③: 障害者の就労支援

- 雇用の一層の推進のため、職場実習及び雇用から職場定着までの一貫した支援が行なわれるよう関係機関と連携を緊密に図り、総合的な就労支援体制の確立を図ります。
- 福祉的就労事業所の整備と事業所への支援を行なうとともに、福祉的就労から一般就労への移行と定着支援を推進します。
- 優先調達法に基づいた就労者の工賃、給料アップに向けた取り組みを継続します。

方針④: 安全・安心が確保される体制の整備

- 緊急時の避難体制の整備を充実し、緊急時の障害児者の個別支援内容を把握し、適切な避難支援や安否確認が行なうことが出来る体制を整備します。
- 防災・防犯対策を推進するための啓発活動に取り組めます。
- 公共施設・公共交通機関のバリアフリー化を促進します。

■市民等と行政の役割

主体	内容
個人(1人でできること)	○ 障害のある人への理解やノーマライゼーションの共有を行います。
地域(みんなでできること)	○ 障害のある人を地域で支え、障害者施設利用者と地域との交流の場を持ちます。
企業・NPO 団体(事業者ができること)	○ 障害者の法定雇用率の達成、障害者施設からの優先調達を行います。

■関連する個別計画

計画名	計画期間
第2次紀の川市地域福祉計画	平成 20 年度～平成 29 年度

第2次紀の川市障害者基本計画	平成 29 年度～平成 38 年度
第4期紀の川市障害福祉計画	平成 27 年度～平成 29 年度

1-3-4			
生活に困窮している方への支援	担当部 保健福祉部 担当課 社会福祉課	関係部 関係課	

■現状と課題

- 全国的には、景気は回復していますが、地方への波及はまだ十分でなく、所得格差が広がっており、地域経済の雇用情勢はいまだ厳しい状況です。この傾向は、本市においても同様であり、高齢化の進展も伴って、生活保護率は年々増加しています。
- 全国的に、少子高齢化、核家族化などによる人と人とのつながりが希薄化しているのが現状です。本市においては、民生委員児童委員や社会福祉協議会の地域福祉活動支援を実施することにより、地域同士の支えあいとネットワークの強化を図ることができています。
- 生活困窮の要保護者への支援では、継続的に生活保護扶助事業を実施し、就労能力のある人に対しては就労支援を行い自立助長に向けての指導を促進しています。

(主な課題)

- 生活保護に至る前段階の生活困窮者に対する自立支援策を強化することが必要です。
- 生活困窮者や低所得者の生活の安定と自立に向けた相談や指導が必要です。

■目指す姿

生活に困窮したときに、必要な支援を適切に受けることができ、自立した生活をおくることができるまちを目指します。

■成果指標

指標名	算式および出典	指標の設定理由	現状値 (H29)	目標値 (H34)
生活保護率(‰)	(注釈)生活保護率の目標値について、本来1.25‰の増加となるのを、就労支援等を実施することで0.75‰の増加に抑える数値目標とする。(統計調査)	今後の生活保護の推移を見極めるため (参考)H28 5.4‰ H27 5.15‰ H26 4.78‰ H25 4.66‰	5.4‰ (H28)	6.15‰
生活困窮者相談件数(件)	実態把握	今後の生活困窮者相談件数の推移を見極めるため	17件 (H28)	38件
(参考) 自立による生活保護世帯廃止件数	実廃止世帯件数	※保護解消された件数や自立した件数などを成果指標としてはどうか？		

■主な取り組み方針

方針①:生活困窮者自立の推進

- 生活保護に至っていない生活困窮者の相談に包括的に対応します。
- 困窮者の自立にむけて、アセスメントの実施、プランの作成等の支援を行なうほか、地域機関のネットワークづくりを行います。

■市民等と行政の役割

主体	内容
個人(1人でできること)	○ 地域で生活に困窮している方があれば、民生委員児童委員や行政等に相談するよう助言を行います。
地域(みんなでできること)	○ 地域住民による見守りや声かけなどの福祉活動の実施を行い、地域の福祉力向上を推進していきます。
企業・NPO 団体(事業者ができること)	○ 就労希望者の受け入れを促進します。

■関連する個別計画

計画名	計画期間
紀の川市地域福祉計画	平成 30 年 4 月～平成 35 年 3 月
紀の川市地域福祉活動計画	平成 30 年 4 月～平成 35 年 3 月

2-1-1	担当部	保健福祉部	関係部	保健福祉部
子育て環境・体制の整備、支援	担当課	子育て支援課	関係課	健康推進課

■現状と課題

- 全国的に少子化が進み、子どもが減少する一方、核家族や共働き世帯が増加し、子育てに関する様々な支援が必要になっています。
- 本市では、母子の健康推進について、療育が必要な家庭等に対する支援体制が充分ではなく、福祉、医療、学校教育等の関係機関との連携をさらに充実させていくことが課題となっています。
- 虐待・ネグレクト等の件数が年々増加傾向にあり、取り組みの強化が必要です。児童虐待や子育て支援が必要な家庭・要保護児童などの早期発見、早期対策を行うために関係機関や地域との連携強化など、子育て見守り体制の充実を図っています。
- 地域で安心して出産、子育てができるように母子の健康管理ができる支援体制の更なる充実を図ることが必要であり、また、妊娠期からの切れ目ない支援体制の構築と福祉、医療、学校や地域との連携強化が不可欠です。
- 子育て支援センターについては、現在の2ヶ所(那賀・桃山)に加え、打田地区に子育て支援センターを設置予定であり、子育て相談・情報提供体制の整備、充実を図っています。
- 放課後児童クラブ(学童保育)については、核家族化や共働き世帯の増加に伴い入所児童数は増加傾向にあります。

(主な課題)

- 母子保健分野の保健師による支援と福祉分野の子育て支援の相談窓口を一元的に実施する仕組みとしてこども課を設置し虐待発生予防及び子育て支援に取り組むことが必要です。
- 保護者や支援者のニーズに対応した巡回相談や乳幼児健診後の発達相談、孤立した子育てを支える母子保健推進員の訪問活動がますます必要です。
- 地域で安心して子供を産み、育てることができるように、支援体制の構築や地域全体で支えるしくみづくりを充実させることが必要です。

■目指す姿

若い世代が希望をもって結婚・出産・子育てができるまちを目指します。

■成果指標

指標名	算式および出典	指標の設定理由	現状値 (H29)	目標値 (H34)
妊産婦の相談件数	妊産婦の相談数	妊娠を早期に把握することで、リスクの高い妊婦に早期から支援できるため。	—	500件
産後の地域での見守りの割合	訪問実件数／対象児数 産前・産後サポート事業	母子保健推進員による訪問は、子育て家族への地域での見守りの評価となるため	87.0%	
乳幼児健診において子育てに支援を要する子ども家庭の件数	子育て支援を要する子ども家庭の件数	子ども家庭の状況を把握することにより、虐待予防等への早期対応に繋がる指標となるため	250件	300件
地域子育て支援拠点利用者数	支援センター利用者数		12,124人 (H28)	
ファミリーサポートセンター利用件数	ファミサポ事業において一時預かり		181件 (H28)	

■主な取り組み方針

方針①: 妊娠期から育児期にわたる切れ目ない支援機能の強化

- 短期的には、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援のための窓口を機能させます。
- 乳幼児健診等を通じて、子育て支援や環境の充実を図ります。
- 中期的には、ハイリスク妊婦等、支援を要する妊婦への相談支援をすすめるとともに産後うつ予防や新生児への虐待発生予防等の事業を実施します。
- 妊婦健康診査や不妊治療について支援を行うことで、安全安心な妊娠と出産への支援を行います。

方針②: 地域連携強化に基づく子育て支援体制の充実

- 短期的には孤立した子育てを防ぐ為、母子保健推進員活動を推進して、地域での子育て支援を行ないます。
- 長期的には療育が必要な家庭への対応として関係機関が有機的な連携がはかれるよう、発達相談体制の充実を図ります。

方針③: 子育て支援サービスの充実

- ファミリーサポートセンター事業や子育て支援センターの機能や環境を整備することで、地域における多様な子育て支援のサービスの充実を図ります。
- 学童保育や児童館の運営により、子供の居場所や活動の場を確保することで、地域に見守られながら安全・安心に成長できる環境を整備します。

方針④: 経済的負担の軽減

- 児童手当の支給をはじめ、子育て世帯における経済的支援を実施します。

■市民等と行政の役割

主体	内容
個人(1人でできること)	○ 子供の育ち・子育てを見守ります ○ 子育て活動に積極的に参加します。また、相談機関を気軽に利用します。
地域(みんなでできること)	○ 地域で子供の育ち・子育てを見守ります。
企業・NPO 団体(事業者ができること)	○ 子育て環境の整備や運営に協力します。

■関連する個別計画

計画名	計画期間
紀の川市子ども・子育て支援事業計画	平成 27 年度～平成 31 年度
紀の川市健康増進計画	平成 30 年度～
紀の川市地域福祉計画	平成 30 年度～

2-1-2	担当部	保健福祉部	関係部	
保育環境の充実	担当課:	子育て支援課	関係課:	

■現状と課題

- 核家族化や子育てと仕事の両立を希望する家庭が増える中、保育ニーズが高まっています。また、近年の社会経済情勢やライフスタイルの変化によって、保育に対するニーズは多様化しています。
- 本市においても、公立・私立を合わせた入所児童数は年々増加傾向にあり、特に、共働き世帯の増加や出産後、すぐに働く女性が増加し、3歳児未満保育が増加しています。また、平成28年に実施した市民意識調査では、低年齢児保育など保育サービスの充実や医療費・保育料等の子育てに関する財政的支援に関するニーズが高くなっています。
- そのような中、待機児童が出ないように、新たな小規模保育施設認可や施設の整備など、低年齢児をはじめ受入れ定員の増加対策、延長保育事業や一時預かり事業など保育サービスの充実を図ってきました。
- 保育の質の維持向上を図るため、情報交換や研修会の開催など公立・私立に関係なく保育施設間の連携体制を強化しています。

(主な課題)

- 保育所の入所待機児童が発生しないよう、児童の受け入れ体制や保育環境の整備充実を図る必要があります。
- 多様な保育ニーズに対応するため、保育サービスの充実を図る必要があります。
- 保育所の適切な維持管理を図ることを基本に、老朽化対策やサービス向上に繋がる環境整備を図る必要があります。
- 幼稚園の認定こども園への移行も含め、保育所再編計画の作成が急務です。
- 質の高い保育を目指し、保育士の確保や保育士の資質向上のための研修を行う必要があります。

■目指す姿

保護者が仕事と生活の調和を実現できるよう、保育施設や保育サービスが充実し、子育てしやすく、子供たちも保育所などで生き生きと過ごしているまちを目指します。

■成果指標

指標名	算式および出典	指標の設定理由	現状値 (H29)	目標値 (H34)
保育所待機児童数	年度当初における待機児童数	保育が必要な児童の受入体制が整備されているか測ることができる指標であるため。	0	0
低年齢児受入割合	低年齢児受入数/入所児童数		(478/1668) 28.6%	
低年齢児保育確保割合	確保数/満3歳未満児児童数		(575/1213) 47.4%	
※保育所にあずけている人の満足度について検討	例: 保護者アンケートにおける保育施設やサービスが充実していると感じている人の割合など	実際にサービスを受けている保護者の満足度を聞くことで施策の進捗度を測ることができるため。		

■主な取り組み方針

方針①: 保育施設の整備、充実

- 今後の就学前児童の人口動態を勘案しながら保育所再編計画を策定し、再編計画に沿った統廃合を含めた施設整備、老朽化対策を進めます。
- 小規模保育施設の充実や認定こども園への移行により、低年齢児の保育体制の整備を支援します。

方針②: 保育サービスの充実

- 保護者の多様な就労形態に対応するための延長保育事業の実施をはじめ、多様化する保育ニーズに対応するため、乳児保育事業や一時預かり事業など保育サービスの充実を図ります。
- 保育士の確保や保育資質の充実、質の高い保育に努めるため、それぞれに応じた研修会を開催します。

■市民等と行政の役割

主体	内容
個人(1人でできること)	○ 多様な保育サービスを利用し、仕事と育児・生活の両立を目指します。
地域(みんなでできること)	○ 地域の保育サービスの運営に協力します。
企業・NPO 団体(事業者ができること)	○ 地域の保育サービスの運営に協力します。 ○ 保育の質の向上を図り、保育サービスを充実させます。

■関連する個別計画

計画名	計画期間
子ども・子育て支援事業計画	平成 27 年度～平成 31 年度

2-1-3	担当部	教育部	関係部	
地域の子供の健全育成の推進	担当課:	生涯学習課	関係課:	

■現状と課題

- 近年、核家族化、少子化、価値観の多様化など様々な問題があり、他者とのコミュニケーションそのものが次第に少なくなり、地域との関わりも希薄化しています。
- 地域全体で子供を育てるという考えに基づき、関係団体を中心に事業等が実施されています。また、学校や地域、関係団体に加えて、企業などと協定を結んで見守り活動を実施しています。
- 青少年事業においては、地域で特色のある事業を開催しており、参加者からは好評を得ています。

(主な課題)

- 青少年センターの更なる活動を期待する声が多くある一方、少子化の影響で、青少年活動や子ども会活動が活発に出来ない状況になりつつあります。
- 青少年活動などを支える推進員等の高齢化や、事業に参加する子供の固定化が目立つため、若い推進員の発掘や育成に支援が必要です。
- 真に学習を望んでいる子供達が取り組みに参加してもらえるように、周知や広報について研究・調査をする必要があります。
- 色々な事業で人との関わりや体験活動を通して学んだことなどを、今後ボランティア活動等に生かしてもらう必要があります。
- 関係団体の活動の自立を進めるとともに関係団体を中心に地域を巻き込んだ事業を実施する必要があります。

■目指す姿

地域社会全体で青少年を見守り育てるという意識をもち、青少年が安全安心に過ごせるまちを目指します。

■成果指標

指標名	算式および出典	指標の設定理由	現状値 (H29)	目標値 (H34)
防犯パトロール実施回数	H28 実績 (H28 青少年補導委員アンケート 引き続き実施要望の意見あり)		313 回	320 回
地域活動連絡協議会加入子ども会数	H28 実績		34 団体	30 団体
市民会議加盟団体数	H28 実績		90 団体	90 団体
家庭教育推進事業の参加者数	H28 年度 実績 (放課後子ども教室・子どもの居場所づくり推進事業・キッズふれあい広場・読み聞かせ等)		3,905 人	4,000 人

■主な取り組み方針

方針①: 青少年健全育成の推進

- 青少年事業、子ども会活動など自立に向けての支援
- 次世代のリーダー等の育成

方針②: 地域との交流・活動の推進

- 地域ぐるみでの教育活動の推進
- 街頭補導や防犯パトロール及び見守り活動については、学校や家庭などと協議を行い実施します。

方針③: 家庭教育の推進

- 年間計画をたて、参加者が参加しやすい体制づくりを図ります。
- 広報や周知方法の見直し等を行い、SNS などを利用し参加者の増加を目指します。
- 関係機関や地域のボランティアと協力し、事業の推進を図ります。

■市民等と行政の役割

主体	内容
個人(1人でできること)	○ 地域一丸となって子供の成長を見守る体制づくりを目指します。
地域(みんなでできること)	○ 地域や関係機関と連携し、子供たちを見守り育んでいけるよう努めます。
企業・NPO 団体(事業者ができること)	○ 学校・地域・関係機関と連携し、安全安心な体制づくりに努めます。 ○ 子供たちを見守る活動を支援します。

■関連する個別計画

計画名	計画期間
教育大綱	平成 30 年 4 月～平成 33 年 3 月
生涯学習推進計画	平成 26 年 4 月～平成 31 年 3 月

2-2-1	担当部	学校教育課	関係部	
学校教育環境の充実	担当課:	教育総務課	関係課:	

■現状と課題

- 全国的に少子化が進む中、本市では小規模校が多いため、クラス替えなども困難な状況です。児童生徒の教育環境を考慮すると、適正規模・適正配置を現実化していく必要があります。
- 不登校児童生徒に対する支援は、適応指導教室を設置し、集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等のための指導を行うことにより、児童生徒の学校復帰や高校進学の結果をあげています。また、教育相談員を配置し児童生徒へのカウンセリングや保護者に対しての相談、学校への指導等を行い、多様な教育問題の解決を果たしています。
- 平成 26 年度に河南学校給食センターを整備し、約 4,000 食の学校給食を民間業者委託による調理配送を開始しました。また、平成 28 年度に那賀学校給食センターと粉河学校給食センターを統合し、約 1,400 食の学校給食を民間業者委託による調理配送を平成 29 年度から開始し、効率的な学校給食を提供しています。
- 平成 26 年度に策定した通学路交通安全プログラムに基づく通学路の危険箇所への対応、また、学校と地域が連携したスクールサポーター活動への補助等を行うことにより、児童生徒が安全安心に通学できるような環境づくりをすすめています。

(主な課題)

- 保護者や学校や関係機関との連携を強化し、教育相談員・心理カウンセラー・適応指導教室の積極的な活用により、学習指導・生活指導、教育相談等を行い、いじめや不登校問題の解決を図る必要があります。
- 児童生徒の就学に関する早期支援コーディネーターのサポートによる特別支援教育や早期からの支援に対する保護者等の理解を図る必要があります。
- 老朽化が進んでいる学校もあるため、適正規模・適正配置を検討したうえで、大規模改造や長寿命化とともに、利用者に優しい環境整備を検討する必要があります。
- 児童生徒の置かれている環境が年々複雑化しており、経済的な支援も含めた対応が必要となっています。
- 栄養バランスの取れた安全、安心な給食の提供と地元の食材を使った地産地消による郷土愛の醸成が必要です。
- 通学困難地域への対応と登下校時の安全確保の継続が必要です。

■目指す姿

安全・安心で快適な教育環境が整ったまちを目指します。

■成果指標

指標名	算式および出典	指標の設定理由	現状値 (H29)	目標値 (H34)
「学校に行くのは楽しい」と思う児童・生徒の割合	「学校に行くのは楽しい」と思う又はどちらかといえば思う児童・生徒数÷全児童・生徒数	学校教育環境が充実することにより、学校に行くのは楽しい児童が増加すると考えられるため	92.0%(児) 88.9%(生)	94.0%(児) 90.0%(生)
不登校児童生徒の出現率	不登校児童生徒数÷全児童生徒数	学校教育環境が充実することにより、不登校児童生徒が減少すると考えられるため	1.4%	0.8%

経済的理由による長期欠席児童生徒の割合	経済的理由による長期欠席児童生徒数÷全児童生徒数	適切な就学援助を実施できているか判断可能な指標であるため	0%	0%
小中学校のトイレ洋式化率	学校施設における洋式便器数÷全便器数	学校トイレが抱える課題の解決がどれだけ解消できたのかを指標で表す。	32.4%	45.0%

■主な取り組み方針

方針①:教育相談の充実

- 心の教育の充実として、保護者や学校や関係機関と連携を強化し、教育相談員・心理カウンセラー・適応指導教室の積極的な活用を促し、様々な問題の解決を目指します。

方針②:特別支援教育の充実

- 就学前や小・中学校で特別な支援を必要とする児童生徒に対して個別の教育支援計画(つなぎ愛シート)を作成するとともに、各関係機関と連携を図り、きめ細やかな指導や切れ目のない支援を実施します。

方針③:安全・安心で快適な教育環境の充実

- 安全で快適に利用できるよう修繕工事や維持管理を行ないます。
- 計画的に和式トイレを洋式トイレを改修することで、利用者に優しい環境整備を進めます。
- 築後40年から50年を経過している学校については、建物の調査を行い適正規模・適正配置を検討したうえ大規模改修や長寿命化を検討します。

方針④:学校給食の充実

- 児童生徒の成長に必要な栄養が確保され、食物アレルギーに対応した安全安心な給食を実施します。
- 可能な限り地場産の食材を活用した給食を実施し、食の大切さを学ぶ食育を推進します。

方針⑤:教育機会の均等の推進

- 経済的理由により就学が困難な児童生徒への適切な就学援助を実施します。
- 特別な支援を必要とする児童生徒に対して、適切な就学指導を実施します。

方針⑥:安全な通学環境の推進

- 老朽化するスクールバスの買換えを検討するとともに、新たに発生する通学困難地域の遠距離通学となる児童の効率かつ安全な通学手段の検討をします。
- 通学路の危険箇所の点検や登下校時の見守りの実施を継続します。

■市民等と行政の役割

主体	内容
個人(1人でできること)	○登下校時の見守りに参加します。 ○学校を大切に使う意識・マナーを高めます。
地域(みんなでできること)	○通学路の危険箇所の報告を積極的に行います。 ○地域の学校として、ともに教育環境の充実に連携します。
企業・NPO 団体(事業者ができること)	○学校給食への安全・安心な食材の提供を行います。

	○ 教育施設の充実にむけ効率的かつ質の高い整備に努めます。
--	-------------------------------

■関連する個別計画

計画名	計画期間
教育大綱	平成 27 年度～平成 29 年度
学校適正規模・適正配置基本方針	平成 21 年 5 月～

■現状と課題

- 学習指導要領では、子供たちの「生きる力」として、変化の激しいこれからの社会を生きるために、確かな学力、豊かな心、健やかな体の知・徳・体をバランスよく育てることを目指しています。紀の川市学校教育指針の基本方針にも「生きる力」の育成を位置づけて推進しています。
- 児童生徒の学力、生徒指導、特別支援教育等の課題解決にむけた教職員の指導力向上を目指して教職員研修を毎年夏季休業中に実施しており、全教職員が参加し、アンケート調査では今後の児童生徒の指導に大変役立つ内容であったとの感想を得ています。
- 小学校 5.6 年生と中学生を対象として、TT 指導による英語講師派遣事業を実施し、児童生徒は英語の実践的コミュニケーション能力の基礎を養うことができています。
- 職場体験活動を行うことにより、生徒に望ましい勤労観や職業観を身につけさせることができ、将来の進路等を考える教育の一環となっています。
- 子どもたちの系統的な発達等を考慮しながら、さまざまな連携事業を推進し、協議することにより、保育所(園)及び幼稚園から小学校へのなめらかな接続を図り、子どもたちに確かな学力と豊かな人間性を育むための教育を推進しています。

(主な課題)

- 教職員の知識・技能の向上を図るため、教職員の研修参加促進や教職員を指導する指導主事の設置の充実を図る必要があります。
- 児童生徒の基礎学力を向上するため、全小中学校に学校司書を配置し、語彙(ごい)の拡充や表現力、読解力の向上を目指す必要があります。
- 平成 32 年度から英語が小学 5、6 年生で正式な教科となることを考慮し、ALT を増員し内容の充実を図る必要があります。
- 社会情勢の変化や多様化するニーズに対応するために、幼児期教育の充実が求められています。

■目指す姿

特色ある学びの機会を通じて、児童生徒が「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を身につけることができるまちを目指します。

■成果指標

指標名	算式および出典	指標の設定理由	現状値 (H29)	目標値 (H34)
全国学力・学習状況調査(小学校 6 年生)の全ての教科の全国平均正答率との差	全国学力・学習状況調査全教科の平均正答率と全国平均正答率の差	読解力の向上が点数に直接影響し、近隣地域と比較可能な指標であるため	1.2%	2.0%
全国学力・学習状況調査(中学校 3 年生)の全ての教科の全国平均正答率との差	全国学力・学習状況調査全教科の平均正答率と全国平均正答率の差	読解力の向上が点数に直接影響し、近隣地域と比較可能な指標であるため	▲8.3%	0%

「国語・算数の学習内容を理解している」と思う児童の割合	全国学力・学習状況調査児童質問紙で授業の内容を理解している児童数÷全児童数	教職員の知識・技能の向上が児童の学習内容の理解度に反映されるため	85.0%(国) 85.4%(数)	88.0%(国) 88.0%(数)
「国語・数学の学習内容を理解している」と思う生徒の割合	全国学力・学習状況調査児童質問紙で授業の内容を理解している生徒数÷全生徒数	教職員の知識・技能の向上が生徒の学習内容の理解度に反映されるため	82.0%(国) 84.6%(数)	85.0%(国) 87.0%(数)

■主な取り組み方針

方針①: 児童生徒の基礎学力の向上

- 平成 29 年度から学校司書を 2 名(小学校 1 名、中学校 1 名)設置し、学校図書環境の整備と充実を図り、語彙の拡充や表現力、読解力の向上に繋がります。
- ネイティブスピーカーによる英語授業サポート率 100%を実現していますが、H32 年度から英語が小学 5、6 年生で正式な教科となることを考慮し、今後、更なる授業内容の充実を図ります。

方針②: 教職員の知識・技能の向上

- 教職員の知識・技能の向上を図るため、教職員を指導する指導主事の設置数の増員を目指します。
- 教師力・授業力の向上のために、多くの教職員が研修に参加し、資質・能力の向上を目指します。

方針③: 幼児教育の支援

- 幼児教育と小学校のなめらかな接続を図るために、幼児期の指針となる「紀の川スタンダード」の充実を図り、小学校での学びが安心してスタートできるような「スタートカリキュラム」を作成、活用していきます。
- 幼児期・学童期の子供たちに共通の視点で関わられるように、指導者の共通研修を実施し、教職員、保育士の資質向上を目指します。

■市民等と行政の役割

主体	内容
個人(1人でできること)	○ 学校教育に対する関心・理解を深めます。
地域(みんなでできること)	○ 学校教育に対する関心・理解を深めます。
企業・NPO 団体(事業者ができること)	○ 教育環境の充実に努めます。 ○ 学校教育に対する関心・理解を深め、行政と連携を図ります。

■関連する個別計画

計画名	計画期間
教育大綱	平成 30 年度～

2-3-1	担当部	教育部	関係部	
生涯学習の推進	担当課:	生涯学習課	関係課:	

■現状と課題

- 長寿化や地域でのコミュニケーションの低下などの社会背景を受けて、生涯学習に対する関心や意識が高まっています。
- 本市では、芸術文化にふれあう機会として、生涯学習フェスティバルを文化協会と共催で実施しています。
- 市民意識調査では、趣味のサークル活動や自主的な学習に取り組んでいる人は少数となっており、生涯学習事業等の広報・周知方法を見直すことで、文化・学習意識の向上や公民館や生涯学習施設の集客増に努めています。
- 公民館講座が継続的な活動につながるように、講座受講者のサークル活動への移行を推進しています。
- 図書館は2館になりましたが、利用者や貸出し冊数は増加傾向にあります。また、図書館を閉館した地域においても公民館などと連携し、図書に触れる機会の創出に努めています。

(主な課題)

- 関係団体の自主的な活動を支援するとともに、これまで生涯学習等に取り組んでこなかった人も取り組みをはじめやすい環境づくりを進める必要があります。
- 市民のニーズを的確に捉え、芸術性の高い事業の実施や SNS などを用いた多様な広報の実施を行う必要があります。
- 老朽化した施設が多く、利用者の安全確保のため、適切な管理・修繕が必要です。
- 河北・河南図書館の認知度向上と、図書館が廃止となった地域へのフォローアップに取り組む必要があります。

■目指す姿

いつでもどこでも自らの意思と選択により学びたいときに学ぶことができ、人と人がつながりの中で学習が深められるまちをめざします。

■成果指標

指標名	算式および出典	指標の設定理由	現状値 (H29)	目標値 (H34)
図書館貸出し冊数	貸出し冊数／貸出し人数？ H28 実績 (河北 158,858 河南 149,844)	※ 1人当たりの貸出し冊数に変更	310,789冊 4.5冊	330,000冊
図書館蔵書冊数	H28 実績 (年度末現在 河北 90,806 河南 61,015)		151,821冊	200,000冊
生涯学習施設の利用回数	H28 実績 (打田生涯学習センター・粉河ふるさとセンター・那賀総合センター・桃山会館・貴志川生涯学習センター)		6,492回	7,000回
生涯学習活動等への参加者数	H28 実績 (自主事業・公民館講座など)		175,864人	250,000人

■主な取り組み方針

方針①:生涯学習機会の推進

- 公民館(生涯学習施設)など利活用してもらえるよう、学習機会の充実を行ないます。
- 市民が自主的に活動を行えるよう支援します。
- 市民ニーズに応えることと、質の高い芸術文化に触れる機会を提供することで、芸術・文化活動を担う人材の育成に努めます。

方針②:生涯学習(施設)の整備充実

- 公共施設マネジメント計画に沿って、既存施設を有効活用し適正な維持管理を行います。
- 施設やシステムの整備により、市民の利便性の向上に努めます。

方針③:図書館の充実及びサービス向上の推進

- 図書館の蔵書量を増やし、2 館それぞれで特色あるイベントや季節毎のイベントなどを開催することで、利用者増を目指します。
- 接遇などの研修等に参加し、レベルアップに努めます。
- 図書館や学校図書館への司書の配置を充実させます。

■市民等と行政の役割

主体	内容
個人(1人でできること)	○生涯学習施設などを積極的に利用します。 ○生涯学習活動等にも参加します。
地域(みんなでできること)	○課題解決に向け、生涯学習課と協力し生涯学習推進に努めます。
企業・NPO 団体(事業者ができること)	○市民ニーズに応えられるよう、研究調査を行ない来館しやすい体制づくりや事業等に参加してもらえるよう努めます。

■関連する個別計画

計画名	計画期間
教育大綱	平成 30 年 4 月～平成 33 年 3 月
生涯学習推進計画	平成 26 年 4 月～平成 31 年 3 月

2-3-2	担当部	教育部	関係部	
歴史資産の保全・活用	担当課:	生涯学習課	関係課:	

■現状と課題

博物館や文化財施設及び資料館などへの来館が減少傾向にあります。また、文化芸術活動を支えてきた人の高齢化により、伝統文化・芸術の継承者不足が懸念されています。

○本市には、「絵本著色粉河寺縁起」、「沃懸地螺鈿金銅装神輿」の国宝2件、「紀伊国分寺跡」「旧名手宿本陣」「旧南丘家住宅」等数多くの重要な文化財があり、それら文化財の保存整備を進めています。

○文化財の調査や保存のための補助、そしてその価値を活かしたイベント啓発事業を行うことで、市民の文化財についての意識が高まっており、文化財サポーターが市の事業などに参画しています。

○市の啓発事業への参加や協力というサポート型から事業の計画・推進など自発的で積極的な文化財啓発に一步前進した市民との協働が図られてきています。

○医聖華岡青洲など郷土の偉人や歴史、文化財を見直し、貴重な歴史資産や文化を「紀の川市の魅力」として発信し、市外との交流を創出しています。

(主な課題)

○文化財施設の老朽化が進んでおり、イベントや啓発活動にも支障が出る恐れがあるため、適切な維持管理が必要です。

○住宅及び施設の開発事業の増加に伴い、埋蔵文化財の調査発掘作業が増えており、それへの対応が必要です。

○本市の貴重な歴史資産や文化を市民に限らず、多くの方に興味を持っていただく取り組みが必要です。

■目指す姿

市内の歴史と文化が適切に守られ、貴重な資源として活用されたまちを目指します。

■成果指標

指標名	算式および出典	指標の設定理由	現状値 (H29)	目標値 (H34)
文化財施設・事業への入館者数	H28 年度歴史民俗資料館・旧名手宿本陣・旧南丘家住宅の入館者数		8,085 人	9,000 人
歴史・文化財に興味のある市民の割合	市民意識調査			
市指定文化財の数	H28 年度 実績数		107 件	107 件
文化財サポーター一会員数	H28 年度 実績数		39 人	40 人

■主な取り組み方針

方針①:歴史文化の保護・継承

- 文化財保護のため、関係機関と協議などを行い整備・保存を実施します。
- 郷土の歴史を後世へ伝えるため、伝統文化・伝統行事の保存・継承に取り組めます。

方針②:文化財の活用

- 文化財施設等を利用し、情報を発信することで文化財に対する意識の向上を図ります。
- 文化財サポーターと協働で、体験教室や講演会などを開催します。

■市民等と行政の役割

主体	内容
個人(1人でできること)	○文化財についての理解を深めるため、文化財施設の利用や事業等に積極的に参加します。
地域(みんなでできること)	○市の事業等に協力し、芸術文化の推進を図ります。
企業・NPO 団体(事業者ができること)	○文化財の保護に努めるとともに、調査研究を行ないます。 ○関係団体が自主的に活動できるよう支援を行ないます。

■関連する個別計画

計画名	計画期間
教育大綱	平成 30 年 4 月～平成 33 年 3 月
生涯学習推進計画	平成 26 年 4 月～平成 31 年 3 月
史跡旧名手宿本陣整備基本計画	平成 29 年 3 月～

2-3-3	担当部	教育部	関係部	
スポーツの振興と環境の充実	担当課:	生涯スポーツ課	関係課:	

■現状と課題

- 平成 23 年にスポーツを推進する「スポーツ基本法」が成立し、平成 26 年にはスポーツに関する施策を総合的に推進するためスポーツ庁が設置されました。
- 本市でにおいて、「スポーツを週 1 回以上行っている成人」の割合は平成 28 年度市民意識調査によると、24.2%であり、平成 23 年度の 21.9%から 2.3 ポイントの増加となっていますが、全国調査との比較では低い状況となっています。
- 「市のスポーツ活動の振興に関するこれまでの取り組み」に対する満足度は比較的高く、各種スポーツ大会・イベント等の実施による効果が出ていると考えられます。
- 平成 26 年 7 月にパークゴルフ場が、平成 27 年 3 月には市民体育館、平成 28 年 3 月には市民公園プールがそれぞれ完成し、スポーツ施設の充実が図られており、施設利用者数は近年、微増傾向で推移しています。
- 老朽化が進んだスポーツ施設が多くあり、今後、修繕費の増大が予想されるため計画的な修繕が必要です。

(主な課題)

- 日常的にスポーツを行っている市民が少ないため、スポーツ活動への関心を高める方策が必要です。
- 個人、団体のスポーツ活動の活性化や地域におけるスポーツ活動の振興のために高い資質の指導者を発掘、育成する必要があります。
- 利用者に、安全かつ安心して身近なスポーツ施設を利用してもらうためには、施設を適切に管理する必要があります。

■目指す姿

生涯を通してすべての市民の暮らしの中にスポーツが定着し、健康で心身ともに元気に暮らすことができるまちを目指します。

■成果指標

指標名	算式および出典	指標の設定理由	現状値 (H29)	目標値 (H34)
スポーツを週 1 日以上行っている成人の割合	市民意識調査において「週 2 日以上している」、「週 1 日はしている」と回答した成人の割合	市の取り組み状況がはかれ、国との比較可能な指標であるため		
「市のスポーツ施設は充実している」と思っている人の割合	市民意識調査において「そう思う」、「まあそう思う」と回答した市民の割合	施策の推進が市民感情にどのように影響しているかをはかる必要があるため		
スポーツ施設の利用者数	市営のスポーツ施設における年間利用者数の合計	市のスポーツ施設に対する市民の依存度をはかる指標となるため。		
スポーツイベントへの参加者数	桃源郷ハーフマラソンとスポーツフェスティバルの参加者数	市民の生涯スポーツに対する関心の高さをはかる指標となるため		

■主な取り組み方針

方針①:生涯を通じたスポーツ活動の推進

- 市のスポーツ振興の指針となる次期「スポーツ推進計画」を策定します。
- 児童生徒や青少年のスポーツ活動を支援することにより、ジュニアスポーツの競技力向上に努めます。
- 体育・スポーツにおいて高度で専門的な施設と人材を有する大学とスポーツ交流を行うことで、児童生徒のスポーツへの関心を高めるとともに指導者の発掘、育成に努めます。

方針②:スポーツ施設の充実と適切な管理

- スポーツ施設を適切に維持管理することで、市民がいつでも安全に安心して身近にスポーツを楽しむことのできる施設環境を整えます。

■市民等と行政の役割

主体	内容
個人(1人でできること)	・日ごろからスポーツやレクリエーションに対する意識を高め、スポーツイベントやスポーツ教室に積極的に参加します。 ・生活の中にスポーツを取り入れるように努めます。
地域(みんなのできること)	・行政との連携を深めながら地域スポーツの活動を支えます。 ・スポーツを通して地域の人々の交流や地域コミュニティの形成に努めます。
企業・NPO 団体(事業者ができること)	・健康づくりのためのスポーツ・レクリエーション活動に理解を深め、スポーツ大会などに参加、協賛または主催することで地域スポーツの振興を支援します。 ・競技者や競技団体に協力することで、競技スポーツの発展を支援します。

■関連する個別計画

計画名	計画期間
紀の川市スポーツ振興計画	平成 21 年度～平成 30 年度
紀の川市スポーツ推進計画	平成 31 年度～平成 40 年度

3-1-1 地域の特性を生かした農業振興	担当部 担当課:	農林商工部 農業林業振興課	関係部 関係課:	
-------------------------	-------------	------------------	-------------	--

■現状と課題

- 全国的な農産物価格の低迷、農業従事者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加や有害鳥獣による農作物被害の増加は、本市も例外ではありません。一方で、当市のフルーツツーリズムの取り組みをはじめ、地産地消の取り組みや安全安心な食志向の高まりから紀の川市の農産物を求めて農業交流人口の増加が進んでいます。
- 本市は、多種多様な農産物が生産されており、特に果樹栽培に関しては、四季折々の果物が収穫できる全国有数の果物産地です。
- 「食育のまち」を宣言して、食育推進計画に基づき活発な啓発や活動をしていることで食育に関心のある市民の割合は高くなっています。
- 本市は、農業に適した豊かな自然環境に恵まれ優良農地が多く、関西空港へのアクセスの良さや大都市消費圏にも隣接しているなどのことから新規就農者が参入しやすい環境です。
- 本市は、農業に適した豊かな自然環境に恵まれ優良農地が多く、大都市消費地に隣接していて関西国際空港へのアクセスも良いなどのことから新規就農者が参入しやすい環境です。
- 認定農業者数は、ここ数年横ばい状態ですが、新規認定者数は微増傾向にあり、新規就農の相談等も増加しています。
- 耕作放棄地が増えている一方で、担い手農業者等への農地貸付(利用権設定)面積は微増の傾向にあります。

(主な課題)

- 紀の川市産の豊富な農産物を市内外に知ってもらうための情報発信の強化が必要です。
- 市民活動による地元農産物の消費拡大や食育を中心とした取り組みにより、地元農業のすばらしさや大切さを伝えることが必要です。
- 生産者と消費者との交流の場を設ける取組が必要です。
- 儲かる農業施策の一つとして、販売促進の強化や海外を視野に入れた販路開拓への支援が必要です。
- 新規就農者や農業後継者の増加に繋がる新たな対策が必要です。
- 有害鳥獣による被害防止対策の強化・継続が必要です。

■目指す姿

本市の特性を生かし、安全安心な農産物が生産され、安定した農業所得が確保されることで、地域農業が活性化し、農業者が元気なまちを目指します。

■成果指標

指標名	算式および出典	指標の設定理由	現状値 (H29)	目標値 (H34)
耕地面積 (3-1-2 への以降を検討)	農林業センサス ※耕地面積のみ年毎の数値可能、作付面積は一部野菜のみ年毎の数値可能	耕地面積が農地利用動向の指標となるため。 ※但し現状値は2015年(H27)センサス調査の結果である。	2611ha	2500ha
農業産出額 (推計)	農林水産省	自家消費分を除く販売目的で作付けした面積で農産物の価値額を推計していて、販売目的の農産物全体の価値が分る指標である	1,729 千万円	1,670 千万円

		め。※但し現状値は約2年前(H27)の産出額となる。		
認定農業者数	紀の川市農業林業振興課	自ら立てた計画で経営改善していこうとする意欲ある農業者がどれだけいるか把握できる指標であるため	326 人	350 人
認定新規就農者	紀の川市農業林業振興課	自ら立てた計画で経営を開始していこうとする新規農業者がどれだけいるか把握できる指標であるため	31 人	40 人
利用権設定率	紀の川市農業委員会 利用権設定面積／農地面積	所有農地以外の農地を耕作している割合が把握できる指標であるため	4.79% (H28)	5.79%

■主な取り組み方針

方針①: 地域の魅力を生かす農業振興対策

- 関西空港へのアクセスの良さや大都市消費圏に隣接している地理的優位性を最大限に生かして、当市の多種多様な農産物を積極的にアピールします。
- 道の駅「青洲の里」の再整備を進めるとともに地域を巻き込んだ体験等の多様な取り組みを実践し、交流人口の増大を図ります。
- 新鮮で多種多様な農産物の産地であることを活用して、幅広く食育を啓発し、市民の地産地消の意識を高めます。

方針②: 農業経営の安定と強化

- 農業に適した自然環境を生かして果樹・野菜・花きの複合経営の推進し、農業経営の安定化を進めます。また、県やJAとの連携によるブランド化や産地化の取り組みを支援します。
- 農産物の販売促進のため、国内におけるトップセールス等の活動強化や海外市場への販路開拓を支援します。
- 認定農業者等の意欲ある農業者の経営基盤強化を図るため、国や県その他、市独自の支援を行います。
- 6次産業化や環境保全型農業に取り組む農業者を引き続き支援していきます。
- 競争力の強化、品質の向上、農業経営の改善や効率化を図るため、GAP(農業生産工程管理)の認証取得を支援します。
- 有害鳥獣による農作物の被害軽減を図るため、防除対策の支援を行います。

方針③: 農業の担い手育成と支援

- 認定農業者や認定新規就農者の育成を図るため、経営計画の継続的な支援を行います。
- 青年就農者の就農初期の経営を支えるため経済的支援を行います。
- 新規就農者については、関係機関との連携を強化して就農の定着を図ります。
- 紀の川市全体の農業振興を図るため親元就農者や兼業農家に対しても支援策を講じます。

■市民等と行政の役割

主体	内容
個人(1人でできること)	○ 地域で採れた安全で安心な農作物を積極的に使って食します。

	○ 新規就農者や若い農業者を応援します。
地域(みんなのできること)	○ 団体活動を通じて、農産物の生産性、品質の向上、販売促進を図ります。 ○ 農家との交流を深め、互いに理解し、紀の川市の農業を盛り上げていきます。
企業・NPO 団体(事業者ができること)	○ 生産性と収益性の高い農産物の普及、地域農産物の PR、販売促進と販路開拓・拡大を図ります。 ○ 営農指導員の資質向上に努め、先進的な農業技術を広めます。

■関連する個別計画

計画名	計画期間
農業振興戦略計画	平成 30 年～
食育推進計画	平成 25 年～平成 30 年
道の駅「青洲の里」基本構想・基本計画	平成 29 年～平成 32 年
農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	平成 26 年～
人・農地プラン	平成 24 年 4 月～
鳥獣被害防止計画	平成 29 年～平成 31 年

3-1-2			
均衡の取れた農村や農地の整備	担当部 農林商工部 担当課 農地課	関係部 関係課	

■現状と課題

- 全国的に農業者の高齢化や減少により、耕作放棄地の増加や農業施設の老朽化が進んでおり、農業の競争力強化を図るためには、担い手への農地の集積・集約化、汎用化を推進する必要があります。また、地震・豪雨等の自然災害の激甚化や期間的な農業水利施設の老朽化への対策を講ずる必要があります。
- 那賀地方は温暖な気候や大消費地の大阪に近い恵まれた立地条件にありながら、野菜・施設園芸農業に対するための整備が進んでいない状況です。
- 本市は、多面的機能支払交付金事業の活動組織数は県内でも最多となっており、地域の共同活動や農地保全を支援し、地元住民の取り組みにつながっています。また、地域の農業者以外の方との連携や理解を深め、交流することによって、地域の活性化にも取り組んでいます。さらに、市単独補助事業により、農業業生産性の向上を図るため、用・排水路の改良や農道整備、農業用施設の維持・機能の向上を推進するなど、地元意向も十分踏まえた事業を実施しています。
- ほ場整備予定箇所数は、平成 29 年までで 4 箇所あり、目標値は達成見込みとなっていますが、水田のほ場整備だけで見れば進捗していない状況です。
- 農業基盤整備事業による水路改修・農道整備により、生産性、品質の向上により、安定した農業経営が見込めます。

(主な課題)

- 整備された農業生産基盤の適切な維持管理を図ることを基本に、老朽化対策、未整備区域への整備や耕作放棄地の抑制など地域の実情に応じた農業基盤整備を検討し、生産性の向上と効率的かつ安定的な農業経営の育成を図る必要があります。
- 農業の有する多面的機能が将来にわたって発揮されるためには、担い手への農地集積・集約化が必要です。

■目指す姿

地域が一体となり農村や農地の基盤整備に取り組むことにより、生産性が向上し、健全で安定した農業経営ができるまちを目指します。

■成果指標

指標名	算式および出典	指標の設定理由	現状値 (H29)	目標値 (H34)
ほ場整備予定箇所数	合併後のほ場整備箇所数	市の取組状況が計れ、近隣地域との比較可能な指標であるため	4 箇所	6 箇所
多面的機能支払活動組織数	協定組織数	当該事業の活動組織は、地域農地、農業用施設の保全管理の役割を果たしており、地域での共同活動の指標になるため	52 組織	55 組織
中山間地域等直接支払制度集落協定数	協定件数	条件不利な中山間地域での農業生産活動を継続するため、農用地の維持管理に係る集落協定を締結して生産活動を行うことは、中山間地域での耕作放棄地の抑制と地域農業の活性化に繋がる指標になるため	47 件	47 件

		め		
--	--	---	--	--

■主な取り組み方針

方針①: ほ場整備の推進

○ほ場整備及び農道整備を実施し、営農効率の向上を目指します。

方針②: 農地・農業施設等の保全整備の推進

○農地保全・用・排水路改修・農道整備及び農業用施設の維持・管理を実施し、営農効率の向上を目指します。

○国県等の上位機関とも連携をとり、事業を実施することで農地・農業施設等の保全整備を推進します。

方針③: 地域一体となった農地の多面的利用の促進

○高齢化、過疎化からくる農村地域の集落機能の低下により、昔から共同活動によって支えられてきた多面的機能の発揮に支障をきたしており、機能の維持・発揮及び農業用施設の長寿命化を図るため、地域が実施する共同活動に対して支援します。

■市民等と行政の役割

主体	内容
個人(1人でできること)	○農地を保全します ○水路やため池など農業用施設の維持・管理をします。
地域(みんなのできること)	○水路やため池など農業用施設の維持・管理をします。 ○農の持つ多面的機能を理解し、生産活動に対して理解します。
企業・NPO 団体(事業者ができること)	○水路やため池など農業用施設の維持・管理をします。 ○農業者の支援・協力、市との連携をします。

■関連する個別計画

計画名	計画期間
農村環境計画	平成 20 年～
農業振興地域整備計画	平成 23 年～32 年

3-1-3	担当部	農林商工部	関係部	
商工業の振興	担当課	商工観光課	関係課	

■現状と課題

- 県内企業のうち中小企業の占める割合は99.9%と非常に高く、なかでも常用雇用者20人以下（卸・小売、飲食、サービス業は5人以下）の小規模企業の占める割合が88%と全国で3番目に高い状況であり、中小企業は県経済を支える大きな原動力となっています。しかし、中小企業においては人口減による市場の縮小、購買力の低下が生産性の向上に影響しています。
- 本市の卸売事業所数、小売事業所数は施策指標の中間目標値を上回って増加しています。しかし、商店街は幹線沿道等に立地する新しい店舗との競合で客数が減少し、また、経営者の高齢化や後継者不足により空き店舗などが増加し、商業機能の低下が見られます。
- 市民意識調査では、本市に住みにくい理由」として「買い物など日常生活が不便」という意見が多くあります。高齢化がさらに進む中、日々の暮らしに不可欠な買い物ができる環境づくりが求められています。
- 平成26年にフルーツ・ツーリズム研究会を設立し、観光協会ははじめ各種団体と連携しながら、自ら企画・立案して実施することにより、体験・商品開発など多様な観光PRにより、観光客増加に伴う市内消費拡大に繋がる体制ができています。
- 市内消費喚起のためのプレミアム商品券の発行や各商工会への支援等の継続のほか、既存企業の設備投資や本市での新たな起業を支援するとともに、起業力を持つ人材の誘致を促しています。そのほか、誘致企業で組織する「立地企業連絡協議会」を通じ研修会や情報提供を行い、会員企業間の交流を促進しています。

（主な課題）

- 市民ニーズに沿った身近で便利な商店等の商業環境づくりの検討が必要です。
- 紀の川市版 DMO 組織と協働し、農商工連携のさらなる強化と産業振興対策との一体化を図る施策の構築が必要です。
- プレミアム商品券を含む地元商店、商工会と市との連携による商工業活性化の強化が必要です。
- 市内空き店舗の把握と活用方策の検討が必要です。

■目指す姿

日々の暮らしに不可欠な買い物が身近でできる商店があり、便利で、活気にあふれるまち、事業者、市民、行政などの協働により、地域資源を活用した産業活性化が図られているまちを目指します。

■成果指標

指標名	算式および出典	指標の設定理由	現状値 (H29)	目標値 (H34)
商業関係事業所数（卸売業、小売業）	商工会実態調査報告書より	商業関係事業所数を把握することで、商業環境改善の指標となると考えられる。	618事業所	620事業所
商工会会員数	商工会実績報告より	商工会会員数を把握することで、商工業環境改善の指標となると考えられる。	1,229人	1,250人
主に市内で買い物をする市民の割合	市民意識調査による把握	市民が市内の商店の利用率を把握することで、商業環境改善の指標となると考えられる。	61.0%	65%

製造品出荷額	紀の川市における製造品出荷額(工業統計より)	製造品出荷額を把握することで、工業者の生産性の指標となると考えられる。	1,185 億円	1,300 億円
--------	------------------------	-------------------------------------	----------	----------

■主な取り組み方針

方針①: 既存商店の活性化の推進

- 市内2つの商工会の運営補助金として支給し、経営改善事業・地域総合振興事業を実施し、商工振興に対応します。
- 商工会商品券補助事業としてプレミアム商品券を発行して市民の市内商店等を利用する機会を増やし、市内消費の促進及び経営支援を行います。
- 商工会に管内の空き店舗の実態調査を依頼し、貸し出し可能な店舗を把握します。

方針②: 中小企業の活性化の推進

- 小企業資金利子補給事業として小企業の育成と商工業の活性化を目的に、商工会の指導を受け借り入れた事業資金の一部を補給します。
- 中小企業庁「セーフティーネット保証制度」の活用による中小企業の支援をします。
- ジェトロ和歌山貿易情報センターの利用啓発をします。
- 家庭用品品質表示法・計量法に基づく指導・検査を実施します。

方針③: 地域資源を活用した産業の活性化と起業の推進

- フルーツなど農作物の地域資源を活用した商品開発及び販売を促進します。
- 紀の川市としての産業振興の方針を検討するとともに、農商工連携のさらなる強化と産業振興対策との一体化を図り新たな産業の構築を推進します。

■市民等と行政の役割

主体	内容
個人(1人でできること)	○ 市内商工業者を積極的に利用します。
地域(みんなでできること)	○ 地域と企業との友好な関係を築きます。
企業・NPO 団体(事業者ができること)	○商工会と連携し経営の安定を図ります。 ○市内2つの商工会が経営改善事業・地域総合振興事業を実施し、商工振興に対応します。 ○市民の市内商店等を利用する機会を増やし、市内消費の促進及び経営支援を検討します。

■関連する個別計画

計画名	計画期間
産業振興促進計画	平成 27 年～平成 31 年
創業支援事業計画	平成 27 年～平成 31 年

3-2-1

就労支援の充実と雇用創出の
振興

担当部 農林商工部
担当課 商工観光課

関係部 企画部
関係課 企業立地推進課

■現状と課題

- 全国的に、景気回復の影響で、企業の設備投資の意欲も活発となり、工業用地が不足しています。本市においても、工業用地を造成し確保してきましたが、近年は需要が上回っている現況です。
- 本市では、今後も少子高齢化等に伴い、働き手が不足してくるものと予想されることから、広域的な視点から関係機関との連携がますます必要です。紀の川市、岩出市、和歌山労働局、和歌山県、和歌山経営者協会、就職支援センターとハローワーク和歌山との共同開催を行い、求職者の就職支援と地域企業の人材確保支援を進めています。
- 紀北地域内にある各高等学校等向け、進出企業のガイドブックを配布するなど雇用創出に向けた広報活動を実施しています。これにより、各高等学校では、企業からの求人募集情報を効率的に入手できています。
- 創業セミナーの開催、起業家への創業支援資金利子補給金などの創業支援を推進しています。
- 本市内に進出した企業で組織する「立地企業連絡協議会」を通じ研修会や情報提供を行い、会員企業間の交流を促進しています。

(主な課題)

- 本市内へ進出した企業に対する市民、周辺住民の認知度が低いため、紀北地方の高校等へ求人情報の発信方法を検討する必要があります。
- 市内求職者と地域雇用者のマッチングをすることが必要です。
- 誘致を行っている企業に対して、積極的な情報発信や情報交換によるフォローアップが必要です。
- 市内在住者を増やすため企業誘致対策と連携した転入促進対策が必要です。
- 企業のニーズに応じた工場用地が確保が必要です。
- 新規創業を目指す人材の育成・確保のための支援施策が必要です。

■目指す姿

多様化する市民ニーズにマッチする雇用形態を創出することで、市民が働きやすいまちを目指します。

■成果指標

指標名	算式および出典	指標の設定理由	現状値 (H29)	目標値 (H34)
地域職業相談室 年間雇用契約成 立数(商工観光 課)	ワークサロン貴志川業 務取扱状況	雇用契約で就業の促進を 図るため	388 件	450 件
創業支援資金給 付者(商工観光 課)	実績より	創業者支援対策指数として	—	3 人
立地企業ガイド ブックの配布(企 業立地推進課)	配布件数	雇用創出を目的に、求人情 報の広報活動を実施する 必要があるため	13 件	18 件
操業開始企業数	実績より	操業開始時点で税收、雇用 等が発生するため	9	14

■主な取り組み方針

方針①:雇用創出と就職支援

○紀の川市内での雇用者を増加させるため県・岩出市・ハローワークなどと協力し、合同企業説明会の開催等を行います。

方針②:企業誘致の促進

○企業誘致のための用地が限られてきたため、遊休用地や空向うの洗い出しを行うと共に新たな工業団地の造成を検討します。

方針③:創業の支援

○創業後、一定程度継続している事業者に対し、事業店舗・事務所の開設に必要な工事・修繕費・や備品購入への財政的な支援を行います。また、特定創業支援事業による支援を受けた創業者が市内で開業するために借り入れた資金の利子分の補助を継続します。

方針④:地元雇用の促進

○各高校等に紀の川市の立地企業情報を提供することで、地元での就職希望者への就職活動に活用し、就業してもらうことを目指します。

■市民等と行政の役割

主体	内容
個人(1人でできること)	○ 職業相談室、ハローワークを利用します。 ○ 新規創業者の支援事業を活用します。
地域(みんなでできること)	○ 若者・障がい者等が働きやすい環境、職場をつくる。
企業・NPO 団体(事業者ができること)	○ 合同企業説明会への参加を推進します。 ○ 新規創業者への創業支援資金利子補給事業の情報提供をします。

■関連する個別計画

計画名	計画期間
創業支援事業計画	平成 27 年～平成 31 年
産業振興促進計画	平成 27 年～平成 31 年
雇用促進計画	

3-3-1			
観光資源を発掘・活用した観光振興	担当部 担当課:	農林商工部 商工観光課	関係部 関係課:

■現状と課題

- 全国的に外国人旅行者が年々増加しており、2016 年(平成 28 年)の訪日外国人旅行者数は、過去最高であった前年度の 21.8%増、2,404 万人と、4年連続で過去最高を更新しています。このように、外国人をターゲットとした観光産業は日本経済の回復、発展に向けて、注目度が増しています。
- 本市は、京奈和自動車道の開通や関西空港、大阪府などの都市圏から近いこともあり、めっけもん広場、道の駅青洲の里には地域外からの来場者が多数来ています。
- 近年、外国人観光客が大幅に伸びている中、関西空港や貴志駅を訪れる外国人観光客の取り込みに力をいれる必要があります。
- フルーツ・ツーリズムの取り組みをはじめ、フルーツをテーマとした観光資源の発掘や観光交流人口受け入れ体制の整備を市民協働で取り組んでおり、メディアなどでも数多く取り上げられ、観光客増加に繋がっています。
- フルーツのまちとしてのイメージアップを図るため、フルーツをテーマとした体験型博覧会を開催し、市民と協働による体験プログラムの創出などを行っており、フルーツのまちとしてのイメージの定着やファン作り、フルーツを中心とした基幹産業である農業の活性化に繋がっています。

(主な課題)

- 市民同士や地域外の人々と交流を楽しみ、フルーツを中心とした体験、土産物、食、歴史文化を知って体験してもらい地域内消費拡大をする必要があります。
- 観光施設の老朽化に対応する必要があります。
- 紀の川市のフルーツ、観光など魅力ある地域資源を活かし、観光のまちづくりを実現するための地域づくりの技術、集客の技術を兼ね備えた組織体制を確立し、地域愛・消費・所得・雇用の拡大を図る必要があります。

■目指す姿

市内に多くの観光交流客が訪れ、市民同士や地域外の人々と交流を楽しめる生き生きとしたまちを目指します。

■成果指標

※推計でいれてよいか？10 万人は推計のため括弧書きにしている。和電から外国人が団体で 5 万人、個人も同数程度きていると聞いている。

指標名	算式および出典	指標の設定理由	現状値 (H29)	目標値 (H34)
年間観光客数	観光客動態調査	紀の川市に訪れる観光客数全体を把握するため	181 万人	218 万人
年間外国人観光客数	市による主要各施設へのアンケート調査	紀の川市に訪れるインバウンド取り込み状況を把握するため	— (10 万人)	15 万人
体験交流人口	ほんまもん体験実績とふる博、フルーツ・ツーリズム年間体験催し参加者数	交流により紀の川市のファンとなり、地域内消費を高める数値を把握するため	6,190 人	7,500 人
観光協会 HP アクセス数	観光協会より	紀の川市への関心度を把握するため	216 (回/日)	250 (回/日)
観光ファンクラブ会員数	紀の川ふるふるファンクラブ会員数実績より	一般の方の知名度	1,363 人	2,500 人

■主な取り組み方針

方針①:誘客・観光 PR の促進

- 関西空港に近いなどの好立地を活かし、国内はもとより海外からの誘客にも視野に入れ、フルーツを中心とした体験、土産物、食、歴史文化を知って体験してもらい地域内消費拡大に繋がっていきます。

方針②:観光基盤・受入体制の整備

- 観光まちづくりの中核を担う市民(観光まちづくり人材)を育成し、国内外からの観光客を多く受け入れ、地域の魅力を活かした体験交流などを行える体制づくりをすすめます。
- 既存の観光施設の維持管理を行い、観光交流を促進する場作りをすすめます。

方針③:DMO の推進

- 「観光地域づくり戦略」を策定し多様な関係機関と連携した観光地域づくり組織(DMO)を設立・運営し、紀の川市の基幹産業である農業(フルーツ)の振興など地域の活性化に結びつけて、地域の稼ぐ力を引き出していきます。

■市民等と行政の役割

主体	内容
個人(1人でできること)	○地域の魅力、観光資源に気づき、その魅力を発信します。
地域(みんなでできること)	○地域ぐるみで体験交流などを行える受入体制を整えます。
企業・NPO 団体(事業者ができること)	○フルーツなど魅力ある地域資源を活用した若者向けのお店を作ります。 ○観光地域づくり戦略に基づき、DMOを中心に市内各団体が連携し、地域の稼ぐ力を引き出すまちづくりを進めていきます。

■関連する個別計画

計画名	計画期間
産業振興促進計画	H27～H31

3-3-2	担当部	企画部	関係部	
国際交流と国内交流	担当課:	企画調整課	関係課:	

■現状と課題

○※当該施策に関連する国や県の動きに関する現状の記載が不足しています。国や県の動きを確認し 100 文字程度で記載してください(キーワード:国際交流の増加、インバウンド政策とアウトバウンド政策、地域間交流など)。

- 本市では毎年、姉妹都市(韓国西帰浦市)と中学生の相互交流を実施し、ホームステイなどを通じて中学生が異文化に触れることで相互理解を深め、国際感覚の醸成につながっています。
- 毎年、姉妹都市(韓国西帰浦市)と職員の相互交流を実施することで、市役所レベルでの人的交流が活発に図られています。
- 2年に1回程度、友好都市(中国濱州市)と交流を実施しています。
- 全国6市町(福岡県北九州市、山口県下関市、岡山県真庭市、滋賀県米原市、愛知県阿久比町)によるほたるサミットに参加し、ほたるを通じて、生活環境の整備や観光、経済、文化交流、さらに、災害時の物資や人員の相互応援を通じた、活力あるふるさとづくりと交流の場を創出しています。

(主な課題)

- 国際化に対応したまちづくりを目指すには、本市で取り組む国際交流事業を継続しながら、市民レベルでの国際交流を推進する必要があります。
- 市民が自主的・主体的に国際交流活動に参加できるよう、市民のニーズを反映した取り組みを展開する必要があります。
- 国内交流について、交流都市との間で魅力をPRし、相乗効果を高めることでお互いのまちづくりが活性化する取り組みを推進する必要があります。
- 市民意識調査によると、本施策の推進状況について、約半数が「わからない」となっており、市民の認知度が低いため、PRを進める必要があります。

■目指す姿

国内外の都市との交流を通じて、文化や歴史などを学ぶとともに、市民が気軽に参加でき、交流が活発に展開されるまちを目指します。

■成果指標

指標名	算式および出典	指標の設定理由	現状値 (H29)	目標値 (H34)
姉妹都市(韓国西帰浦市)の名前を聞いたことがある市民の割合	H29 総合計画策定時アンケート	施策の推進が市民意識にどのように影響しているか測るため	—	20%
姉妹・友好都市からの来訪者数	実績値による把握(公式訪問者数)	市の取り組み状況が数値で把握できるため	46人 (H29.8月現在)	50人
姉妹・友好都市との交流事業回数	実績値による把握(公式交流事業数)	市の取り組み状況が数値で把握できるため	4回 (H29.8月現在)	5回

■主な取り組み方針

方針①:国際交流の推進

○市民が姉妹都市に関心を持っていただけるように、相互の魅力や取り組みの内容など情報提供に努めます。また、気軽に参加できる市民レベルでの国際交流の機会を増加を図ります。

○姉妹都市との職員・中学生交流事業を継続して進めます。

方針②:多分化共生への推進

方針③:広域交流・連携活動の推進

■市民等と行政の役割

主体	内容
個人(1人でできること)	○
地域(みんなでできること)	○
企業・NPO 団体(事業者ができること)	○

■関連する個別計画

計画名	計画期間

4-1-1 土地の有効利用と住みよい都市環境の整備	担当部 担当課：都市計画課、住宅管理課、地籍調査課、企画調整課	関係部 関係課：	
------------------------------	------------------------------------	-------------	--

■現状と課題

○※当該施策に関連する国や県の動きに関する現状の記載が不足しています。国や県の動きを確認し100文字程度で記載してください(キーワード:都市機能の集積、都市基盤整備、など)。

- 本市は和歌山市や大阪南部への交通利便性がよく、良好な自然環境を有しており、優良な農地が多くなっています。
- 本市の都市計画区域は、旧町単位の区域を平成25年4月に1つに統一しています。
また、将来的に人口・税収減少が見込まれるなかで、持続可能なまちづくりを進めるために、「紀の川市土地利用方針検討調整会」を設置し、土地利用方針の策定を進めています。
- 良好な景観維持のために、屋外広告物の適切な許可事務、年2回の無届広告物パトロールを実施しています。
- 平成25年度の市内の空き家調査の結果、998件の空き家が確認されています。また、空家対策事業を実施するための「紀の川市空き家等対策協議会」を平成29年度に設置しています。
- 市営住宅については老朽化が進んでおり、今後の維持修繕や建替えの検討のために、市営住宅長寿命化計画を策定しています。

(主な課題)

- 持続可能なまちづくりの観点から、土地利用方針に基づいて計画的な土地利用を行なう必要があります。
- 良好な景観を維持するため、屋外広告物の設置ルールへの遵守が必要です。
- 増加傾向にある空き家について、所有者及び相続人の管理意識を向上させるとともに、効果的な対応策を検討する必要があります。
- 地籍調査事業の現地調査は、山間部の急傾斜地となり危険を伴い境界確認等の実施方法の検討が必要です。
- 市営住宅の適正な維持管理を行い、建替え・用途廃止等を検討していくとともに、今後の市営住宅のあり方、方向性の検討が必要です。
- 都市基盤整備については、着実に進捗が図られていますが、財政状況が厳しくなっていることから国からの補助金や交付金が減少の傾向にあり、事業の進捗への影響が懸念されます。

■目指す姿

地域の特性に応じた計画的な土地利用と都市基盤の整備が行われ、市民の安心・安全が確保された暮らしやすいまちを目指します。

■成果指標

指標名	算式および出典	指標の設定理由	現状値 (H29)	目標値 (H34)
地籍調査の進捗率			81.28% (見込) 76.5% (H28)	100
住みよいと感じている市民の割合	市民意識調査		〇%	〇%

住宅や公園などの都市環境に対する市民満足度	市民意識調査		〇%	〇%
-----------------------	--------	--	----	----

■主な取り組み方針

方針①: 計画的な土地利用の促進

- 土地利用方針の施行により、本市の土地利用方針を対外的に発信します。
- (都)松井石町線の事業完了により、安全で利便性の高い道路を提供します。

方針②: 良好な景観保全の推進

- 屋外広告物への適切な許可や無届広告物に対するパトロールを実施し、良好な景観の維持に努めます。
- 空家条例、空家対策協議会、空家対策計画に基づき、空家対策を進めることで、良好な景観の維持に努めます。

方針③: 地籍調査の着実な推進

○

方針④: 計画的な都市基盤整備の推進

○

方針⑤: 住宅、住環境の充実

- 新たな市営住宅マスタープランを策定し、今後の住宅施策のあり方について方向性を検討します。
- 長寿命化計画に基づき、住宅耐震診断等を実施し必要な改修工事等を計画的に行い、適正な維持管理に努めます。

■市民等と行政の役割

主体	内容
個人(1人でできること)	○ ○
地域(みんなでできること)	○ ○
企業・NPO 団体(事業者ができること)	○ ○

■関連する個別計画

計画名	計画期間
都市計画マスタープラン	平成 20 年 4 月～平成 30 年 3 月
公営住宅等長寿命化計画	平成 24 年 4 月～平成 34 年 3 月
住宅マスタープラン	平成〇年

4-1-2 道路や橋梁などまちの基盤整備	担当部 担当課:	建設部 道路河川課	関係部 関係課:	建設部 建設総務課
-------------------------	-------------	--------------	-------------	--------------

■現状と課題

- 道路は、利用者や道路と交差する鉄道等の第三者への重大事故を未然に防止するなど、安全性を確保するため点検の制度化(道路管理者における点検の適切かつ確実な実施)が求められています。また、橋梁は、全国的に老朽化が進んでおり、橋梁点検要領では遠望目視による点検が多いなど、点検の質も課題となっています。
- 地域の生活道路整備は、市民からの要望などに基づいて取り組んでいますが、採択率は地元自治区要望件数の20%程度となっています。
- 市道は、井田中ノ才線、調月三和線の新設整備事業の大型プロジェクトや丸85号線の白岩橋改修、那賀打田線の紀の川インターチェンジ付近の歩道を整備し、利用者の安全性、利便性が拡充しています。また、現在、東国分赤尾線、上野庁舎前線等の改良工事に取り組んでいます。また、橋梁の修繕や道路のメンテナンスにも取り組んでいます。
- 橋梁長寿命化修繕計画及び橋梁個別施設計画に基づいて、予防的な修繕を毎年3橋程度実施しています。
- 京奈和自動車道の開通に伴い、アクセス道路や幹線道路の整備を促進するため、和歌山県、関係機関への協議・調整を進めています。

(主な課題)

- 生活道路は、市民からの要望などを踏まえて、整備の緊急度が高い道路から計画的に整備していくことが必要です。
- 平成26年から実施している橋梁の定期点検結果によると、橋梁の老朽化が進んでおり処置対策が必要な橋梁があるため、早急に対応が必要です。
- 京奈和自動車道の開通に伴い、アクセス道路や幹線道路の整備を進めるため、今後はさらに国・県、関係期間との協議が必要です。
- 道路及び橋梁は、最小のライフサイクルコストで必要なサービス水準を確保するため、長寿命化計画の策定やそれに伴う予防保全的な修繕が必要です。

■目指す姿

道路や橋梁の適正な維持管理により、安全性・機能性が高まり、市民が快適かつ安全に道路や橋梁を利用できるまちを目指します。

■成果指標

指標名	算式および出典	指標の設定理由	現状値 (H29)	目標値 (H34)
市道改良率	幅員4.0m以上延長÷道路台帳実延長	近隣市町村との比較がしやすい		
橋梁長寿命化計画の進捗率	118 橋	社会ニーズの関心が高い	3%	15%
「生活道路が安心して通行できる」と思う市民の割合	市民意識調査	市民目線の意見を取り入れたい	-	

■主な取り組み方針

方針①: 生活道路の整備・充実

- 優先度の高い道路や費用対効果を勘案し、効率的かつ効果的な整備を進めます。
- 地区からの要望を複数の職員の視点から見極め、地元と協議しながら、限られた予算の中で計画的に優先度の高い道路を整備します。
- 市民が安全に住みやすいと思う道路整備計画(道づくり)を策定します。

方針②: 幹線道路(高速道路、国・県道)の整備促進

- 近畿地方整備局、大阪府、和歌山県に要望活動を行い、京奈和関空連絡道路の早期実現を目指し、物流や観光、生活の利便性を図ります。
- 市民が快適かつ安全に道路を利用できるよう、広域幹線道路等の整備促進を図るため、国・県に対し要望活動を行います。

方針③: 道路、橋梁の適正な維持管理

- 幹線道路の円滑な整備を推進するため、地元と円滑な関係を保ちます。
- 計画的な事業予算を確保するために、和歌山県の担当課と協議、調整します。
- 安全でかつ安心して通行できるように、適正な維持管理を行うとともに、長寿命化修繕計画を策定し、優先度の高い橋梁から計画的に修繕を進めます。
- 橋梁補修については将来的な財政負担の軽減と道路交通安全性を確保するため、従来の対症療法的な修繕から予防保全的な修繕へ転換しメンテナンスサイクルを構築します。

■市民等と行政の役割

主体	内容
個人(1人でできること)	○道路をきれいに保ちます。 ○道路清掃(ボランティア)に協力します。
地域(みんなでできること)	○道路をきれいに保ちます。 ○道路清掃(ボランティア)に協力します。
企業・NPO 団体(事業者ができること)	○道路をきれいに保ちます。 ○道路清掃(ボランティア)に協力します。

■関連する個別計画

計画名	計画期間
橋梁長寿命化修繕計画	平成 26 年 4 月～平成 35 年 3 月
道路整備計画	平成 31 年 4 月～
橋梁個別施設計画	平成 29 年～

4-1-3	担当部	企画部	関係部	
公共交通ネットワークの充実	担当課	企画調整課	関係課	

■現状と課題

- 平成 25 年に交通政策基本法の制定、平成 26 年に交通政策基本計画が策定され、交通に関する国の施策の基本理念等が示され、地方公共団体はその理念に基づき地域に応じた交通政策を展開しています。また、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が平成 26 年に改正され、地域の総合行政を担う地方公共団体を中心として、持続可能な公共交通ネットワークの再構築を行う「地域公共交通網形成計画」の策定が推進されています。
- 地域巡回バスの路線は、那賀病院へのアクセス向上・市役所新庁舎を拠点とした路線に変更し、利用需要に即した路線を設定することにより、利用者数が増加しています。
- バス路線は、利用状況や地域の要望に応じてバス停を配置し、公共交通空白地域の解消を図ってきましたが、全体的には利用者数が減少傾向です。
- 平成 28 年 4 月 1 日から、デマンド型乗合タクシーの試行運行を開始し、山間部における公共交通空白地域が解消しています。
- 本市の公共交通の利用者数は利便性が低いいため減少傾向となっており、市民意識調査結果からは、公共交通は移動手段として「重要」と捉えられているにもかかわらず、不満率が高い(48.7%)状況です。

(主な課題)

- 今後、市民の高齢化が進展する一方で、関西国際空港や貴志駅からの観光客の増加が見込まれるなど利用者の多様化が想定されるため、福祉部局や観光部局と足並みをそろえた公共交通ネットワークの充実が必要です。
- 公共交通の利便性を高め、1 人でも多くの市民や観光客に移動手段として利用してもらえるようわかりやすい情報発信が必要です。

■目指す姿

鉄道やバスなどの各公共交通を有機的に結びつけることで、市民や観光客などのさまざまな主体が利用しやすい公共交通ネットワークが構築され、そのネットワークが維持されているまちを目指します。

■成果指標

指標名	算式および出典	指標の設定理由	現状値 (H29)	目標値 (H34)
「公共交通機関の充実」への不満率	市民意識調査	行政サービスの質的向上による「住みよいまち」の実現に向け、定点観測的な本調査から住民意識の変革を把握することに重要な意義があるため	48.7% (H28)	34.8%
コミュニティバス等の年間利用者数	実績報告等	推定される人口減少率に照らし、大きく乖離した減少スピードとなると、行政サービスの著しい悪化に繋がる。一定の利用者数を維持しながら持続可能な交通網を実現するため	142,515 人 (H28)	135,487 人
JR 和歌山線の年間利用者数	実績報告	和歌山線については、市内を横断している路線であり、ぼくらの和歌山線活性化プロジェクト(ワカカツ)や新車		

		両の導入等があり、行政としても、存続の支援が必要になるから。		
和歌山電鐵貴志川線の年間利用者数	実績報告	貴志川線については、和歌山電鐵の営業努力・地域団体の協力・行政の支援等により、250 万人を目指している。紀の川市としてもこの目標を達成するため	2,000,797 人 (H28)	2,500,000 人

■主な取り組み方針

方針①公共交通の維持・確保・充実

- 交通事業者・福祉部局・観光部局等と協力し「紀の川市地域公共交通網形成計画」を策定し、多様な主体が利用しやすい公共交通の方向性を示します。
- 「紀の川市地域公共交通網形成計画」における方向性に基づいて、公共交通の路線を再検討し、利便性の高い公共交通ネットワークの構築を進めます。
- バス路線ごとの利用実態を把握し、利用実態に応じたバス路線の提供を検討します。
- 鉄道駅の駐輪場等の維持管理等を行い、鉄道駅へのアクセス向上を図ります。
- バスと鉄道をスムーズに利用できるような環境整備を検討します。

方針②公共交通の利用促進・啓発

- 市民に公共交通の現状などについてわかりやすい情報発信を行い、公共交通への関心を高めます。
- 公共交通を利用することによるメリットを情報提供し、公共交通への利用促進・啓発に取り組めます。

■市民等と行政の役割

主体	内容
個人(1人でできること)	○定期的に公共交通を利用します。
地域(みんなでできること)	○公共交通利用に関する機運を高めます。
企業・NPO 団体(事業者ができること)	○鉄道・路線バス等の利用環境を整備します。 ○利便性の向上や周知・誘客方法を検討します。

■関連する個別計画

計画名	計画期間
紀の川市地域公共交通網形成計画	平成 31 年度～平成 35 年度

4-2-1	担当部	市民部	関係部	
快適な生活環境の維持	担当課:	環境衛生課	関係課:	

■現状と課題

- 地球温暖化や大気汚染などの環境問題が深刻化している中、本市においても環境保全条例に基づき、市民が健康で文化的な生活が営めるよう、良好な環境の保全に努めています。
- 地域の水路の一斉清掃など市民自らが取り組む地域美化清掃活動等を支援しています。
- 環境に対する様々な不適正行為に対して、苦情者・行為者、各々の心情や事情に配慮した対応を図っています。特に、不法投棄のパトロール及び発見・撤去件数が増加傾向にあるものの、不法投棄は後を絶たない状況です。
- 火葬場・斎場について、五色台聖苑への市全域加入の移行が円滑に行われ、老朽化した施設の整理統合によって施設の維持管理等における効率化・合理化が図られています。

(主な課題)

- 環境政策を総合的かつ計画的に実施するため、環境基本計画を策定する必要があります。
- 市民や事業者が良好な環境保全に理解を深めるとともに、地球温暖化対策をはじめ環境負荷への低減に努めることを促進するよう環境教育、学習の積極的な推進が必要です。
- 地域の美化清掃活動については、市民の地域環境美化意識の向上と、いかに多くの地域（自治区）で、自主的に清掃活動を行ってもらうかが課題です。また、空き地の適正な管理がなされていない場合、景観の悪化や害虫の発生、交通障害、不法投棄の誘因等、生活環境を悪化させる問題が生じています。
- 不法投棄防止の啓発、監視パトロールや撤去・回収を増やすことで不法投棄を未然に防止（抑制）し、自然環境や生活環境の保全を図る必要があります。
- 整備された生活衛生施設の適切な維持管理を図ることを基本に、老朽化対策など地域の実情に応じた環境整備を図る必要があります。

■目指す姿

市民・（地域）団体・事業者と市が協働・連携し、環境に配慮した暮らしや事業活動により、環境への負荷が低減され、良好な生活環境が保持されているまちを目指します。

■成果指標

指標名	算式および出典	指標の設定理由	現状値 (H29)	目標値 (H34)
市の生活環境の維持・保全に関する取り組みに対して満足と感じている市民の割合	施策の満足度調査における「満足」「まあ満足」と回答した市民の割合（市民意識調査）	市民の生活を通して、良好な生活環境が保持されているのかを把握する		
狂犬病予防注射の接種率	予防注射頭数／犬の登録頭数	日本では約 60 年発生していないが、『狂犬病予防法』で義務付けられており、接種しなければ命に関わる病気に感染してしまう恐れがあるため	58%	70%
公害苦情件数		典型 7 公害の苦情に対する環境基準を維持するため	80 件	60 件

空き地管理指導 に対する対応率	空き地管理指導の対応 処理済み件数割合	良好な生活環境を維持・保 全するため	82%	90%
--------------------	------------------------	-----------------------	-----	-----

■主な取り組み方針

方針①:環境保全の推進

- 継続的に良好な環境の保全に関する総合的、基本的事項を実施し、環境保全条例等に基づく規制・指導などを徹底するとともに、環境に配慮した環境づくりを目指します。
- 良好な環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、紀の川市環境基本計画を策定します。

方針②:美しいまちづくりの推進

- 地域の水路の一斉清掃など市民自らが取り組む地域美化清掃活動等を支援し、市民協働による美化活動がより活発になるように広報や啓発を推進します。
- 増加傾向にある不適切な空き地管理について、生活環境の悪化に繋がる前の対策を推進します。
- 不法投棄に関しては、警察・県・他市町村・地域との連携強化を図るとともに防止対策を強化し、きれいで衛生的な生活環境を目指します。

方針③:地球温暖化対策の推進

- 地球温暖化対策をはじめ環境負荷への低減に努めることを促進するよう環境教育、学習の積極的な推進と各種団体・事業者などへの支援を行います。
- 一事業者として市役所においても地球温暖化対策をはじめ緑化活動、再生資源の回収活動その他の良好な環境の保全に関する活動に取り組みます。

方針④:生活衛生の向上

- 市の斎場を1箇所に集約した斎場整備を基本に推進しています。
- 獣医師会や動物愛護センターなど関係団体と連携し、狂犬病予防注射の必要性を周知するなどペットの飼い主の社会的責務について啓発を行うとともに、野良猫に対して去勢・避妊手術の助成を検討するなど、快適な生活環境の形成を目指します。
- 地元飲料水供給施設に対する適切な維持管理の支援を引き続き行います。

■市民等と行政の役割

主体	内容
個人(1人でできること)	○ 環境に配慮した生活を心掛けます。
地域(みんなでできること)	○ 生活環境の様々な問題に対して、できる限り地域間で問題解決するよう努めます。 ○ 地域で美化(清掃)活動に取り組みます。
企業・NPO 団体(事業者ができること)	○ 地域の環境保全(美化)活動に参加・協力します。 ○ 公害防止関係法令等を遵守することはもとより、環境に配慮した取り組みを実施します。

■関連する個別計画

計画名	計画期間
紀の川市一般廃棄物処理基本計画 (第2部 生活排水処理基本計画)	平成 18 年～30 年度
紀の川市地球温暖化対策実行計画	平成 30 年度～34 年度
紀の川市環境保全計画(仮称)	平成 31 年度～(予定)

4-2-2 ごみや資源物の効率的な収集・処理	担当部 担当課:	市民部 廃棄物対策課	関係部 関係課:	
---------------------------	-------------	---------------	-------------	--

■現状と課題

- 全国的に人口減少や経済停滞の影響により、ごみの排出量や最終処分量は減少してきていますが、一方で、資源化率は頭打ちの傾向であり、平成 19 年度以降横ばいで推移しています。
- 市民意識調査結果から、約 7 割がごみの減量化に取り組んでいるものの、一部徹底されていない現状から市民に対し適正な分別排出や減量化について周知し、より一層の理解と認識を高めていく必要があります。
- 1 日の 1 人あたりのごみ排出量は、和歌山県の排出量よりは少ないが、平成 27 年度は 786 g、平成 28 年度は 793gと増加傾向となっているため、市民の意識がやや低い状況です。
- 市民のごみに対する意識やごみ収集経費削減に対する意識は、地域による差が大きく、住民サービスの公平化が図れていません。また、近隣の市町に比べるとごみの出す量に応じたごみ処理費用負担の公平化が図れていません。
- 紀の海クリーンセンター(ごみ処理中間処理施設)の供給開始などにより、余熱を有効利用した発電設備の効果から、環境にやさしい施設運営が可能になりました。

(主な課題)

- 若い世代のごみに対する意識が低いため、3R(リデュース・リユース・リサイクル)やごみの出し方、分別方法、処分方法など周知を強化することで、ごみに対する意識を変えることが必要です。
- ごみやごみ収集経費削減に対する市民の意識は、地域により差が生じているため、住民サービスの公平化を図る必要があります。
- 今後、より高齢化が進展していくため、ごみ出し困難家庭への配慮・対応を検討していく必要があります。
- 紀の海クリーンセンター(ごみ処理中間処理施設)の適切な運営が必要です。

■目指す姿

資源の有効利用により、ごみの排出量が減少し、資源が循環して利用されている環境にやさしいまちを目指します。

■成果指標

指標名	算式および出典	指標の設定理由	現状値 (H29)	目標値 (H34)
ごみ排出量	実績による	市民がどれだけごみの減量化に取り組んでいるか(成果)を合理的に計る指標と考えられるため	18,580t	18,000t
ごみ資源化率	実績による	市民がどれだけごみの資源化に取り組んでいるか(成果)を合理的に計る指標と考えられるため	14.2%	17%
1 日の 1 人あたりのごみ排出量	ごみ搬出量 ÷ 市民数 ÷ 365 日	市民がどれだけごみの減量化を実施しているか(成果)を合理的に計る指標と考えられるため	793g	770g
集積所数	実績による (懸案:増減が年度で著しく異なる場合もある…)	市民がどれだけごみ集積所の集約化(ごみ収集業務の効率化)に協力しているか(成果)を合理的に計る指標	約 2,700 箇所	2,600 箇所

	参考 打田: @11 世帯/箇所 粉河: 7 世帯 那賀: 4 世帯 桃山: 15 世帯 貴志川: 28 世帯	と考えられるため		
--	--	----------	--	--

■主な取り組み方針

方針①ごみの減量化・資源化の促進

○ごみの分別方法やごみの出し方について、市のホームページや広報誌、出前講座などで啓発・周知することで、ごみの減量化・資源化に対する市民の意識の向上を図ります。

方針②より効率的なごみ収集体制の構築

- ごみ収集の効率化を図るため、自治区単位で集積場所の集約化の必要性について周知します。
- ごみ集積所を集約化した場合、高齢化の進展により単身世帯でごみ出しが困難となる家庭が増える可能性があるため、その対応を検討し、新たな収集体制の構築に取り組みます。

方針③ごみの適正処理の推進

○協議会や担当者会議を実施するなど、紀の海クリーンセンターの適正な運営に取り組みます。

方針④事業者等への啓発活動

- 事業活動に伴って生じた廃棄物(事業系ごみ)の減量化・再資源化を徹底します。
- 廃棄物(事業系ごみ)の減量化・再資源化に対する事業者等への意識の向上を図ります。

■市民等と行政の役割

主体	内容
個人(1人でできること)	○
地域(みんなでできること)	○
企業・NPO 団体(事業者ができること)	○

■関連する個別計画

計画名	計画期間
一般廃棄物処理基本計画	平成 18 年度～平成 30 年度

4-2-3	担当部	建設部	関係部	市民部
適切な生活排水対策の推進	担当課:	下水道課	関係課:	環境衛生課

■現状と課題

- 人口減少等の変化を踏まえて、各種污水处理施設(下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽)の整備を効率的かつ適正に進めるための構想である「全県域污水处理適正構想」の見直しを県が平成 28 年度に実施しました。本市も本構想に基づくアクションプランにより今後 10 年程度での未整備地区における污水处理施設の概成が求められています。
- 合併処理浄化槽の普及促進を図るため、整備費に対する補助制度を創設しており、これまでに 2,447 件(平成 18～27 年度)の交付を行いました。また平成 27 年度からは単独処理浄化槽撤去に対する補助制度を創設し、単独処理浄化槽からの転換を促進しています。
- 生活・工場排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、河川等の水質検査を継続して実施しています。
- 下水道事業の経営状況を正確に把握し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上につなげるため、地方公営企業法を適用し公営企業会計への移行を進めています。
- 公共下水道事業は、全体計画 1526.62ha、認可 406ha に対し、平成 28 年度末で 232.1ha を整備、191.92ha を供用開始していますが、接続戸数は、平成 28 年度末で供用開始済み 2,533 戸のうち 1,127 戸(44.5%)と伸び悩んでる状況です。

(主な課題)

- 全県域污水处理適正構想に基づくアクションプランの推進を図るため、効率的かつ適正な処理区域の設定と整備・運営管理手法の選定が必要であり、下水道事業における現行の全体計画及び認可区域の見直しが必要となっています。
- 健全な下水道事業運営を行うため、一層の経営の効率化と未接続世帯の解消に取り組む必要があります。
- し尿汲み取り便槽や単独処理浄化槽から下水道、合併浄化槽への転換を推進する必要があります。
- 浄化槽が本来持つ機能を十分に発揮し、水質保全を図るため、法定義務となっている浄化槽の保守点検・清掃・法定検査等の適正な維持管理の実施を推進する必要があります。

■目指す姿

公共下水道接続率の向上、利用者の満足度向上を図り、適切な生活排水対策がとられ、良好な水質と水生生物の生息環境を実現させ、自然の豊かさを満喫できる河川環境があるまちを目指します。

適切な生活排水対策によって水質汚濁を防止し、生活(水)環境を保全と公衆衛生の向上を図るため、汚濁物質の除去が確実に最も効果的な、公共下水道や合併処理浄化槽などの生活排水処理施設の整備と、生活排水の適正処理の推進及び啓発を行い、水質が良好に保たれ、生活(水)環境が保全されているまちを目指します

■成果指標

指標名	算式および出典	指標の設定理由	現状値 (H29)	目標値 (H34)
供用面積 (下水道課)	実績による	污水处理整備が計画通りに進んでいるかどうかの指標となるため(H29 の認可変更において認可区域を目標値まで下げる必要があります)	191.92ha	270ha
接続率 (下水道課)	実績による	下水道の整備に対して、どれだけ利用されているのか	44.5%	60%

		を図る指標となるため		
水洗化率 (下水道課・環境衛生課)	実績による	市内全人口の内、水洗化がどのくらい進んでいるかの指標となる	60.8%	
下水道に対して満足と感じている市民の割合	施策の満足度調査における「満足」「まあ満足」と回答した市民の割合 (市民意識調査)	下水道に切り替えて満足しているかどうかを図ることによって、今後の普及促進に役立てるため。	—	80%
公共下水道など生活排水処理対策の推進を重要と考えている市民の割合	施策の重要度調査における「重要」と回答した市民の割合 (市民意識調査)	下水道整備要望の高い地域を優先することで接続率の向上につなげるため	—	—
汚水処理人口普及率(下水道課・環境衛生課)	実績調査による	汚水処理施設の普及状況を知るための指標	60.8% (H28 年度末)	75%
水質検査箇所数 (環境衛生課)	紀の川、貴志川 支流河川	生活・工場排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、河川等の水質検査の継続が必要なため	39 箇所	39 箇所

■主な取り組み方針

方針①下水道の計画的な整備と施設の適正管理

- 市民ニーズを踏まえて、限られた予算・財源のなかで効率的かつ効果的に整備を進めます。
また下水道事業の全体計画を見直し、効率的な汚水処理環境の整備を進めます。
- 認可区域を 5～7 年で整備可能な範囲で設定し、接続推進に重点を置き、市民に分かりやすく説明できるようにします。
- 公営企業会計への移行を完了させるとともに、経営基盤の強化と財務マネジメントの向上に取り組めます。
- 施設の計画的な更新や修繕を行い、適正な施設の維持管理を進めます。
- 下水道の使用満足度を把握するとともに、供用開始後の経過年数に応じて、未接続世帯の訪問などを行い、接続率の向上に努めます。

方針②浄化槽の普及促進及びし尿の適正処理

- 合併浄化槽の設置に要する費用に対して補助金を交付し、市民の負担を軽減することで、合併浄化槽設置を推進し、水洗化率の向上を図ります。
- 水質保全センター、清掃業者と連携を図り、保守点検、清掃、法定検査の受検率を向上させ、正しい浄化槽の管理により、きれいな水を排水するよう指導、啓発していきます。
- 家庭の雑排水や工場排水が、河川等の環境に大きな影響を及ぼすことを市民に周知し認識してもらい、自然や生活環境の保全に対する意識向上を図ります。
- し尿処理許可業者と連携し、汲み取り、浄化槽清掃の適正な実施を図ります。

■市民等と行政の役割

主体	内容
個人(1人でできること)	○できる限り水を汚さないよう心掛けます。 ○環境にやさしい物を使用するよう心掛けます。
地域(みんなのできること)	○山や川などの自然を大切にします。

企業・NPO 団体(事業者ができること)	○ 工場排水(有害な物質)を適切に管理・処理し、水質汚濁 ○ 防止に努めます。
----------------------	--

■関連する個別計画

計画名	計画期間
紀の川市流域関連公共下水道全体計画(認可申請を含む) (下水道課)	認可:平成 29 年まで 全体計画:平成 47 年目標
紀の川市下水道事業経営戦略(公共下水道事業・農業集落排水事業)(下水道課)	平成 29 年～平成 38 年
海南・紀の川・紀美野地域 循環型社会形成推進地域Ⅱ期計画(環境衛生課)	平成 28 年～平成 32 年
紀の川市一般廃棄物処理基本計画(第 2 部 生活排水処理基本計画)(環境衛生課)	平成 18 年～平成 30 年

■現状と課題

- 全国的に人口減少に伴う給水人口の減少や節水型社会の浸透により、水需要については減少傾向にあります。また高度成長期に整備された水道施設の老朽化が問題となっています。
- 本市の給水人口も平成 27 年度は 61,186 人、平成 28 年度には 60,362 人と減少しています。また、節水機器の普及も影響し、給水量の減少により年々給水収益が減少しています。
- 本市の市民意識調査によると「安心して水道水を利用している」との回答が 80%以上で、水道水に対する安全性、安心度において市民から高く評価されています。
- 事業運営を計画的に行うため、平成 28 年度に第 2 次水道事業基本計画を策定しました。また、規模が小さく財政力の弱い簡易水道事業を上水道事業に統合するとともに、水道料金の滞納整理、給水装置の開閉栓や窓口業務を民間事業者へ業務委託することで経営の効率化やサービスの向上に努めてきました。
- 本市の浄水施設や配水池の耐震化率については、全国平均や県平均と比較すると低い水準にあります。

(主な課題)

- 給水人口の減少や節水型社会の浸透による水需要減少により、今後の経営状況の悪化が懸念されることから、経営の効率化を図るとともに、事業計画に基づく適正な水道料金水準を設定し、水道事業の安定的な運営につなげることが必要です。
- 類似団体に比べ、企業債残高(借金)が多いため、企業債と自己財源のバランスを考え、計画的な財政運営を行う必要があります。
- 職員が減少していく中で、委託可能な業務は民間事業者へ委託することで人員不足を補い、併せて行政サービスの向上を図る必要があります。
- 水道水を安定供給するため、老朽化した水道施設を計画的に更新整備する必要があります。また大規模地震等の災害に備えて、応急給水拠点の確保や施設の耐震化を進める必要があります。
- 職員がもつノウハウや技術が次世代へと継承できる組織づくり、人材育成が必要です。

■目指す姿

健全な事業運営により、市民誰もが安定的に安全な水道水を使用できるまちを目指します。

■成果指標

指標名	算式および出典	指標の設定理由	現状値 (H29)	目標値 (H34)
企業債残高対給水収益比率 (水道総務課)	企業債現在高/給水収益×100	給水収益に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を把握するため	561.3%	550.0%
料金回収率 (水道総務課)	供給単価/給水原価×100	給水に係る費用が、どの程度給水収益で賄えているかを表し、料金の適正水準を計るため	100.7%	100.0%
浄水施設耐震施設率	耐震済浄水施設数/全浄水施設数	耐震化適合した浄水施設を把握するため	河北 7.0% 河南 0.0%	10.1%
配水池耐震施設率	耐震済配水池数/全配水池数	耐震化適合した配水池を把握するため	河北 35.4%	46.3%

			河南 46.4%	
ポンプ所耐震施設率	耐震済ポンプ所数/全ポンプ所数	耐震化適合したポンプ所を把握するため	河北 17.6% 河南 5.0%	15.0%
基幹管路の耐震適合率	耐震管延長/全管延長	基幹管路の耐震適合管布設率を把握するため	河北 18.7% 河南 17.4%	22.6%
水道の安定供給に対して満足と感じている市民の割合	施策の満足度調査における「満足」「まあ満足」と回答した市民の割合（市民意識調査）		%	%
有収率	年間総有収水量/年間総配水量		%	%

■主な取り組み方針

方針①: 水道事業の安定経営（水道総務課）

- 施設整備にあたっては、国、県の交付金を活用するとともに、企業債の借入れを抑制し、経営の健全化に努めます。
- 業務委託を活用し民間活力を導入することで経営の効率化とサービスの向上を図ります。
- 将来にわたり水道事業を継続していくため、水道事業運営審議会を設置し、事業計画に基づく適正な料金水準などを審議することで、水道事業の安定経営に努めます。
- 業務マニュアルを整備し、技術の継承やノウハウが行えるよう取り組みを進めます。

方針②: 重要施設の耐震化の推進（水道工務課）

- 施設の重要度等を考慮し策定した更新計画に基づき、災害に強い施設の構築を行います。
- 応急給水体制の整備の一環として、配水池の耐震化に併せて緊急遮断弁の設置を進めていきます。

方針③: 老朽化施設の計画的な更新（水道工務課）

- 施設の重要度を考慮し、更新の優先度が高い施設から計画的に更新を行っていきます。また優先度の低い施設においては延命化を図りつつ、施設の健全性の維持に努めます。
- 施設の更新には多額の費用を要するため、年度間における費用負担の平準化を図りながら更新を進めていきます。

■市民等と行政の役割

主体	内容
個人（1人でできること）	○水道料金を負担します。 ○給水装置を適正に維持管理します。
地域（みんなでできること）	○地域における水源及び水道施設の清潔保持に努めます ○防災訓練等に積極的に参加しライフラインである水道についての見識を深め、地域防災に備えます。
企業・NPO 団体（事業者ができること）	○水質汚濁を防止し、水環境の保全に努めます。

■関連する個別計画

計画名	計画期間
第2次紀の川市水道事業基本計画(水道工務課)	平成 29 年 4 月～平成 79 年 3 月
紀の川市水道事業ビジョン(水道工務課)	平成 29 年 4 月～平成 39 年 3 月

4-3-1	担当部	農業林業振興課、	関係部	
豊かな自然環境の保全	担当課:	農地課、建設総務課	関係課:	

■現状と課題

- 本市では、「花いっぱい運動」や「休耕田の保全活動」、「河川清掃活動」など市民・地域・団体・事業者が主体となった自然環境保全活動を推進しています。
- 主要幹線林道のパトロールを定期的に行うことで、現状把握に努め、適切に対応をしています。また、ハイランドパーク粉河や和泉葛城山などへのアクセス道路を安全に安心して走行できる状態を維持管理しています。
- 山脚の不安定化や土砂発生の原因となっている溪床・溪岸の侵食や堆積土砂の流出を防ぐため、治山計画を策定しています。計画の実行にあたっては地元関係者との連絡調整を図り事業を進めています。
- 企業参加の森づくりを推進するため、企業と森林保全管理協定を締結しています。
- 森林施策の推進に必要な人工林の間伐対策を実施しています。
- 鳥獣被害の増加に対応するため、狩猟免許取得者への公的補助の強化を実施しています。また、鳥獣被害対策実施隊を組織し、市として主体的な取り組みを実施しています。

(主な課題)

- 学校の環境教育や市民や来訪者の自然体験の場として、河川や里山などの自然的資源の有効活用が必要です。
- 木材価格の低迷による山林所有者の山離れや、それに伴う森林荒廃に対応する必要があります。
- 人工林の間伐実施率向上のため、平成 30 年度から課税予定の森林環境税(仮称)の活用や行政支援が必要です。
- 鳥獣被害の増加に対応するため、狩猟免許取得に対する補助の強化など、より一層の対策が必要です。

■目指す姿

市民・地域・団体・事業者と市が協働・連携し、市民生活に欠くことのできない本市の清らかな河川の保全、緑豊かな森林の保全、動植物の生態系の保護に努め、良好な自然環境が形成されるまちを目指します。

■成果指標

指標名	算式および出典	指標の設定理由	現状値 (H29)	目標値 (H34)
人工林の間伐実施率	市農業林業振興課調査	木材価格が低迷しているなかではあるが、間伐の実施率が直接的な森林整備の進捗状況に反映される	34%	40%
狩猟免許取得者数	市農業林業振興課調査	狩猟免許取得者数が増加することが鳥獣捕獲実施隊の組織を強化に直接的につながる	255 人	280 人
豊かな自然が残っていると感じる市民の割合	市民意識調査において「感じる」、「どちらかといえば、感じる」と回答した市民の割合	豊かな自然が残っていると感じている市民の割合を指標にすることにより、市民が直接感じる緑豊かな自然環境の保全状況がわかる		

■主な取り組み方針

方針①： 森林環境の保全推進

- 森林地域活動支援交付金実施要綱に基づき人工林の適正な間伐を行い、良好な木材生産基盤の整備を図ります。
- 狩猟免許取得者の増加を図ることにより、有害鳥獣の捕獲対策を行います。
- 老朽化した施設の整備や周辺環境整備等を年次的な整備方針を検討の上、実施します。
- 草刈・崩土除去等の作業を実施し、森林へのアクセス道路を安心安全に走行できるように維持管理します。

※防除(農)と駆除(林)の考え方を整理して施策の割振りを検討します。(事務局検討)

方針② 水辺環境の保全推進

上記方針に対応する内容を記載してください。

■市民等と行政の役割

主体	内容
個人(1人でできること)	○ 清掃活動等に積極的に参加します。 ○ 道路通行時において異常があれば管理者に報告します。
地域(みんなでできること)	○ 地域ぐるみで自然環境の保全に努めます。 ○ 清掃活動等に積極的に参加します。
企業・NPO 団体(事業者ができること)	○ 清掃活動等に積極的に参加します。 ○ パトロールを定期的 to 実施し、現状把握に努めます。

■関連する個別計画

計画名	計画期間
鳥獣被害防止計画(農業林業振興課)	平成 29 年～平成 31 年
森林整備計画(農業林業振興課)	平成 29 年～平成 39 年

5-1-1 人権が尊重された差別のない 社会の実現	担当部 担当課:	市民部 人権啓発推進課	関係部 関係課:	生涯学習課、企画 調整課
---------------------------------	-------------	----------------	-------------	-----------------

■現状と課題

- 平成 28 年 12 月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、地方公共団体は国及び県との適切な役割分担により、部落差別の解消に向けた相談体制の充実を図り、必要な教育及び啓発を行うよう努めることが規定されました。
- 従来の人権課題に加え、インターネット上での人権侵害、職場でのハラスメント、大災害時における人権問題等、環境や社会情勢の変化により新たな人権課題が生まれ、取組みがますます複雑、多様化しています。
- 平成 26 年 10 月実施の「人権に関する市民意識調査」において、特に関心を持っている人権課題として「障害のある人の人権」が最も回答数が多く、次いで「高齢者の人権」、「インターネットや携帯電話を悪用した人権侵害」となりました。
- 平成 28 年 3 月にさまざまな行政分野における人権課題の解消と、人権施策を総合的に推進するための指針となる「人権施策基本方針」の改定を行いました。

(主な課題)

- 「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づき、本市においても地域の実態を把握し、実情に応じた相談体制の充実や教育・啓発の実施が必要です。
- 人権についての正しい理解と人権尊重の理念を深め、市民一人ひとりの人権意識の高揚を図るため、さまざまな場面、機会を通じた人権啓発、人権教育のさらなる推進が必要です。
- 新たに発生する人権課題に対応するための対策・取組みや相談体制の構築が必要です
- 多様化、複雑化する人権課題に対応するため、庁内各部署が主体的に取り組むとともに、単独部署での解決が困難な案件については、関連各部署が連携して取り組む体制・環境づくりが必要です。

■目指す姿

一人ひとりが人権問題を主体的に受け止め、日常生活において学習を深めるとともに、より多くの人々に働きかけて問題意識を注意喚起し、すべての人の人権が尊重された差別のないまちを目指します。

■成果指標

指標名	算式および出典	指標の設定理由	現状値 (H26)	目標値 (H34)
人権意識の高揚率	人権に関する市民意識調査	人権に関する市民意識調査項目の「人権を侵害されたと感じたことがある」と回答した割合	26.3%	0%
人権相談開設回数	1箇所開設/月、市内一斉開設(5箇所)を6、12月に実施	紀の川市人権擁護委員による相談開設回数	22 回	60 回
人権講演会・映画会参加延べ人数	人権を考える強調月間に開催の人権講座の参加人数	人権に対する市民の関心度を参加者数として設定。講演会の参加人数は、講師の知名度などにより過年度実績と比較ができません	11 月実施 予定	400 人
人権施策の取り組みに対して満足と感じている	施策の満足度調査における「満足」「まあ満足」と回答した市民の割合		%	%

市民の割合	(市民意識調査)			
-------	----------	--	--	--

※人権意識の高揚率⇒「これまでに差別を受けたことがありますか？」等に置き換えて、指標を毎年の市民意識調査でとってはどうか？

基準値は基本方針でとった H26 の数値を現状値とし、今後調査するアンケートで定期的に調査してはどうか。

■主な取り組み方針

方針①: 人権啓発と相談体制の充実

- 家庭・学校・地域・職場等、生涯を通じ、社会のあらゆる分野において、人権尊重のまちづくりを進めるため、人権施策基本方針に基づき、施策の総合的な推進を図ります。
- 人権擁護委員や関係機関との連携を図り、様々な人権課題に対応できる相談体制の充実を図ります。
- 人権講演会や映画会等の機会を通じて、市民の人権意識の高揚を図るための取組みを推進します。

方針②: 「人権教育の推進」を分割

方針③ 「男女共生社会の推進」等を入れて検討する。

■市民等と行政の役割

主体	内容
個人(1人でできること)	○人権問題の理解や人権意識の高揚に努めます。
地域(みんなでできること)	○
企業・NPO 団体(事業者ができること)	○職場研修等を実施し、人権意識の高揚に努めます。

■関連する個別計画

計画名	計画期間
人権施策基本方針	平成 28 年 3 月～平成 32 年 3 月
教育大綱	平成 27 年 11 月～平成 30 年 3 月
生涯学習推進計画	平成 26 年 4 月～平成 31 年 3 月
生涯学習振興計画	平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月

5-2-1

地域自治・地域コミュニティの充実

担当部 地域振興部
担当課 地域振興課

関係部
関係課：

■現状と課題

○自治区は最も身近な住民自治組織であり、地域の抱える問題や課題に対し組織的に対する力を有し、防災・防犯、福祉や教育、環境といった多様な分野が抱える問題を解決するとともに、行政連絡業務や広報活動、日頃からの親睦と交流など自主的な活動を通し、地域づくりや地域運営を担っています。

自治区が、より良いまちづくりを行うためには、地域への関心を深め、人材のネットワークを築き、組織力、自治能力を向上することが求められています。

○近年、地域コミュニティを取り巻く社会情勢や環境も変化し、住民の価値観の多様化、地域に対する関心の希薄化など、自治区活動への参加を敬遠される世帯が増えています。紀の川市においても、5 町合併の翌年平成 18 年 4 月に 87.3%であった自治区加入率は、平成 28 年 4 月には 78.0%にまで減少し、今後もさらに低下することが懸念されます。

○市民意識調査によると「自治会などコミュニティ活動に参加している市民」は約 4 割です、また「まちづくり活動やボランティア活動に参加する市民」は約 2 割となっており、地域活動が活発に進められていないのが現状です。今後、自治区の取り組みを基本としながら、市民が地域の活動に参加しやすい組織づくり、連携しながら取り組みを進められる地域活動団体の育成を図る必要があります。

○NPO法人の数は増加傾向にありますが、認証 NPO 法人登録数は、経営状態の悪化や後継者不足等の時代背景もあり伸び悩んでいるのが現状です。

○自治区加入促進に向けた取り組みとして、市自治連絡協議会と協力し全自治区にアンケート調査や先進地視察を行い、自治区加入促進マニュアル及びチラシを作成しました。また、転入者を対象とした自治区加入促進コーナーを設置し啓発を行いました。

(主な課題)

○自治区活動の衰退を回避し、地域力の強化を図るため、自治区自らが加入促進策を検討し、その対策に取り組む必要があります。

○自治区の主体的なコミュニティ活動を支援する仕組みを構築し、同時に協働によるまちづくり推進のため、独自で活動できるように組織を強化し、地域交流・地域活性化を促進していく必要があります。

○ボランティアや NPO 等の今後さらなる積極的、主体的活動を展開するための情報提供や交流機会、人材育成支援を推進する必要があります。

○NPO法人、市民活動団体、ボランティア団体等は次代を担う後継者や参画者が不足しているため、新たな人材育成の仕組みを構築し、基本理念に基づいた持続可能性な組織づくりへの支援が必要です。

■目指す姿

市民が地域の活動に積極的に参加し、市民相互の親睦を深めて信頼関係を築き、人と人の絆を強め、地域が元気で住みよいまちを目指します。

■成果指標

指標名	算式および出典	指標の設定理由	現状値 (H29)	目標値 (H34)
自治区加入率	自治区加入世帯数／住民基本台帳世帯数	自治区は最も身近な地域コミュニティであり、協働のま	76%	75%

		ちづくりにおいて重要な役割を担っているため		
自治区やコミュニティ活動に参加した数	アンケート	自治区やコミュニティ活動に参加することで地域づくりにつながる		
ボランティアグループ登録数	市社会福祉協議会への登録数	ボランティア活動に対する理解を深め、まちづくりに積極的に参画するため	60 団体	80 団体

■主な取り組み方針

方針①: 自治区加入促進

- 自治区加入促進は自治区自身の努力が最も重要ですが、加入の呼びかけ、活動の活性化策については、行政側の努力も必要であり、自治区と自治連絡協議会・市との連携を蜜にし、この問題に取り組めます。
- 自治区加入促進コーナーの設置や自治区加入促進チラシの配布など、転入者に自治区について理解してもらうため、啓発活動を行います。
- アパートやマンション等の建築主や開発事業者等と連携し、自治地区加入促進の強化を図ります。

方針②: 地域コミュニティ活動の推進・活性化

- ボランティア団体・自治区にも新たな人材育成の仕組みを構築し、持続可能性な組織づくりへの支援を行ないます。
- NPO、団体、企業等の多様な担い手による協働体制を構築し、まちづくりに積極的に参画できるシステムを構築します。
- 地域コミュニティの創出、活性化を促すため、広報・ホームページ等で周知・啓発を行います。

■市民等と行政の役割

主体	内容
個人(1人でできること)	○
地域(みんなでできること)	○
企業・NPO 団体(事業者ができること)	○

■関連する個別計画

計画名	計画期間
協働によるまちづくりの指針	平成 22 年 4 月～

■現状と課題

- 人口減少や少子高齢化の進行に歯止めを掛けるため、本市においても「紀の川市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン、総合戦略」を策定し、人口減少を抑制して年齢構成のバランスを維持し、活力を維持する持続可能なまちの実現をめざした取り組みを進めています。
- 本市には「近畿大学生物理工学部」が立地し、地域の特性を活かし、豊かで活力ある地域社会の形成と発展、教育・研究の振興および人材育成を目的に平成28年3月に包括連携に関する協定を締結し、大学が持つシーズと地域のニーズの融合による地域活性化に資する事業を進めています。
- 定住環境の充実に関しては、わかやま空き家バンクホームページに市内の空き家情報を掲載し、家主と移住希望者のマッチングをおこない、市外からの移住者が入居しています。また、県が指定する「移住推進市町村(地域)」に紀の川市の4地域(旧鞆渚村、奥安楽川村、細野村、麻生津村)が加入し、県の移住・定住関連補助金を有効に活用し、取り組みを進めています。さらに、地域おこし協力隊を採用し、フルーツ・ツーリズム研究会の市民活動のサポートを中心とした地域活動に精力的に取り組んでいます。
- 大きな社会問題である少子化の要因として未婚化や晩婚化が挙げられることから、出会いの場の創出や結婚新生活への支援などにも取り組み、一定数の成婚や定住に結び付けています。
- 豊富な地域資源を生かした取り組みとして、地域資源の核であるフルーツを返礼品の中心とした「ふるさと納税」を推進することで、地域の活性化に寄与しています。

(主な課題)

- 連携関係にある大学との地域活性化につながる更なる連携強化が必要です。
- 移住定住に関しては、都市部を中心とした外部への効果的な情報発信と、相談体制や受入環境の整備が必要です。また、地域おこし協力隊に関しては、契約期間満了後に定住するための継続したサポートが必要です。
- 結婚支援策に関して成婚に結びつくまで長期間を要することから、継続的な支援が求められています。
- 成婚後も引き続き市内に定住する支援策の検討も必要です。
- ふるさと納税に関してはリピーター確保のため、返礼品の検討・発掘による差別化が必要です。

■目指す姿

市民と地域、大学や事業者などの協力により、活力ある地域を実現し、移住定住が促進され、いきいきと暮らし続けることができるまちを目指します。

■成果指標

指標名	算式および出典	指標の 設定理由	現状値 (H29)	目標値 (H34)
大学との連携事業による市民参加者数(KPI)	庁内各課における連携事業の実績を調査	市総合戦略のKPIである近畿大学との連携と整合を図り、かつ日体大や新たな連携の可能性も含む		
20歳から39歳の社会増加数(KPI)	住民基本台帳の社会動態を調査	市総合戦略のKPIと整合を図る(移住定住の支援策、出会いと結婚新生活の支援に対するターゲットであり		

		取り組みの成果を測る必要がある)		
ワンストップ窓口を活用した移住相談件数(KPI)	担当課における相談件数(延べ件数)集計結果による	市総合戦略のKPIと整合を測る(ワンストップ窓口を活用した移住者数は上記の20歳から39歳の社会増加数に包含という考え)		
ふるさと納税による寄附件数(KPI)	担当課における寄附件数(延べ件数)集計結果による	市総合戦略のKPIと整合を図る		

■主な取り組み方針

方針①:大学との連携推進

- 既に協定を締結している近畿大学、日本体育大学との連携を強化し、市と大学相互の特性を活かした両者のより一層の発展と活性化を図ります。さらに、新たな大学との連携を模索します。

方針②移住定住に向けた支援策の充実

- 地域おこし協力隊の活動を支援し、地域との交流を促進することで、地域協力活動終了後の定住・定着に結び付けます。
- 市役所内に移住定住相談窓口を設置し、本市に移住定住を希望する方へのニーズに応えます。
- 和歌山県をはじめ関係機関と協力し、空き家物件の登録に向けて、情報収集や広報活動と併せて、空き家活用の支援策に取り組み、登録件数の増加を図り、移住定住者の増加を促します。

方針③:出会いの場の創出や結婚新生活への支援

- 市商工会や市内事業者などと連携し、継続的で効果的な若者の出会いの場を創出します。
- 国の結婚新生活支援事業を活用し、さらに市独自の効果的な支援策を模索しながら、結婚に結び付く支援と、結婚後に本市への定住を促進するための支援を行います。

方針④:ふるさと納税の推進

- 当市の豊富な地域資源を返礼品として活用し、自主財源確保に留まらず、地域活性化に繋がる取り組みを促進します。

■市民等と行政の役割

主体	内容
個人(1人でできること)	○地域の活性化に繋がるイベントや活動に積極的に参加します。
地域(みんなでできること)	○地域での活躍を希望する人材の受け入れに協力します。
企業・NPO 団体(事業者ができること)	○地域活性化に繋がる取り組みに協力します。 ○地域で活躍できる人材の育成に協力します。

■関連する個別計画

計画名	計画期間
-----	------

紀の川市まち・ひと・しごと創生総合戦略	平成 27 年度～平成 31 年度
---------------------	-------------------

5-3-1 市政情報の発信と適正な情報 管理	担当部 担当課:	市長公室 広報広聴課	関係部 関係課:	総務部 総務課
------------------------------	-------------	---------------	-------------	------------

■現状と課題

- 全国的に、シティプロモーションという手法を用いて、地域の魅力をターゲットに合わせた的確に発信する自治体が多くなっています。当市も平成 28 年度から事業を展開し、プレスリリースや電車への広告掲出などの新たな情報発信手段を用いて、市の認知度を高め、イメージアップにつながる効果的なPRを展開し、メディアの取材が増えるなど、市の露出度がアップしました。
- 平成 28 年度実施の市民意識調査では、市の情報の入手方法については広報紙が 85.4%と高く、市民にとっては身近な情報収集媒体となっています。広報紙については、魅力ある紙面作りに努めており、毎年県広報コンクールで入賞するなど、その成果が評価されています。
- 市のホームページは平成 26 年 4 月に全面的にリニューアルし、機能の充実や操作方法の向上を図りました。また、スマートフォンやタブレットからの閲覧が可能となったことにより、フェイスブックからホームページへ誘導したり、連携した情報発信が可能となり、年々アクセス数が増加しています。
- 広聴については、市政ポストや電話・手紙による市政への意見を受け付けています。
- 国の個人情報保護制度に基づき、適正な管理に努めてきました。情報公開条例に基づく開示請求については、年間約 20 件で推移しており、開示請求制度を利用する必要がない公開すべき資料等については情報提供制度により提供することで、市民ニーズに対応しています。

(主な課題)

- 多くの地域資源を活かした戦略的なPR発信が不足しています。
- ICTの急速な進展により、携帯やインターネットを使つての情報収集が増加しており、SNS やWEBを使った情報発信が必要です。
- 市民からいただいた意見を今後の市政に反映させるために、広聴に関する機会の創出と集約、管理をする体制整備が必要です。
- 個人情報保護制度の周知方法の充実を図るとともに、職員への開示請求制度のさらなる浸透を図り、開示請求事務の迅速化・適正化を図る必要があります。

■目指す姿

市の施策やイベントなどに関する情報を多様な情報発信ツールの活用により広く市内外に提供し、必要な情報を必要なときに入手できるまちを目指します。

■成果指標

指標名	算式および出典	指標の設定理由	現状値 (H29)	目標値 (H34)
ホームページ(トップページ)への年間アクセス数	ホームページアクセス集計		191,844 件	570,000 件
行政の広報活動が充実していると感じている市民の割合	施策の満足度調査における「満足」「まあ満足」と回答した市民の割合(市民意識調査)	広報に関する分野について、市民の皆さんがどのように市の取り組みを評価しているのか把握するため	30.2% (H28?)	46%
市民の意見・要望が市政に反映されていると感じ	「よく反映されている」「ある程度反映されている」と回答した市民の割合	広聴に関する分野について、市民の皆さんがどのように市の取り組みを評価し		

ている市民の割合	合(市民意識調査)把握	ているのか把握する必要があるため		
----------	-------------	------------------	--	--

■主な取り組み方針

方針①:広報活動の充実

- 広報紙・ホームページを中心とした情報提供媒体の充実を図り、市民の皆様が市政に興味を持ち、参加いただけるような広報活動を推進します。

方針②:シティプロモーションの推進

- 紀の川市の認知度アップ、イメージアップを図るための効果的な情報提供を推進します。

方針③:広聴活動の充実

- さまざまな意見を集約し、今後の市政に反映できるような広聴活動を充実します。

方針④:情報公開の推進と個人情報の適正な管理

- 市民の知る権利を保障し、公正で開かれた市政の実現を図るため、情報公開を総合的に推進します。また、個人情報の漏洩やプライバシーの侵害を防ぎ、個人情報の保護に努めます。
- 情報公開・個人情報保護制度の適正な運用を図るため職員の育成に努めます。

■市民等と行政の役割

主体	内容
個人(1人でできること)	○ 市民ひとりひとりがプロモーターとなり、SNSなどの発信媒体などで市をPRします。
地域(みんなでできること)	○ ワークショップなどに参加し、テーマに沿ったアイデアや提案をします。
企業・NPO 団体(事業者ができること)	○ 行政をタイアップし、販売促進や事業PRなどを行います。

■関連する個別計画

計画名	計画期間
シティプロモーション戦略	平成 29 年～平成 31 年

5-3-2	担当部	企画部	関係部	市民税課
健全な財政運営の確立	担当課:	財政課	関係課:	収税課 会計課

■現状と課題

- 人口減少、少子高齢化の進行により税収の減少や地域活力の低下が懸念されており、当市も例外ではなく、合併後、将来を見据えた財政健全化策として、財政計画に基づく計画的な行政経営を目指し、地域間のバランスを維持しながら、必要な事業には積極的な投資を行ってきました。
- 財政状況について市民の理解を得るために、広報紙やホームページを通じて、財政計画や運営状況に対する情報公開を進めており、平成 28 年度決算からは、統一基準による地方公会計制度での財務書類を作成・公表することで、より市の財政状況の分析が容易になっています。
- 市税等の収納対策、滞納整理対策の強化に取り組んでおり、特に、現年課税分の収納率を伸ばすことにより市税全体の収納率を年々向上させています。
- 地方税回収機構への派遣による職員レベルアップや広域的な取り組みによる徴収強化を推進してきました。また、インターネット公売など新たな取り組みによる徴収強化を実施し、一定の成果を挙げています。

(主な課題)

- 市民への的確かつタイムリーな情報の公表が必要です。
- 人口減少に伴う税収入の落ち込みや、合併算定替の終了による普通交付税の減少に伴い、安定的な財政運営を行なうため、自主財源をはじめ歳入の確保に積極的に取り組む必要があります。
- 基金取崩に依存しない、収支が均衡した財政運営を図る必要があります。

■目指す姿

持続可能で健全な財政運営を市民と行政がともに考え、実現しているまちを目指します。

■成果指標

指標名	算式および出典	指標の設定理由	現状値 (H29)	目標値 (H34)
受益者負担比率	行政コスト計算書 (経常収益÷経常行政コスト)×100	自主財源比率を向上させるとともに、特定の行政サービスを利用した人(受益者)に対する受益者負担の適正化を確立するため	未作成 12月目途に数値を算出し記載(予定)	4.5%
積立基金現在高比率	標準財政規模に対する基金残高の割合	長期的には30%程度を目標として基金残高を確保する必要があるため	54.5%	40%
経常収支比率	地方財政状況調査(経常経費充当一般財源÷経常一般財源)×100	経常的な経費を経常的な一般財源で賄うことができているかどうかを検証する必要があるため	95.5%	類似団体平均以下
市税収納率	市税の現年分と過年分を合わせた年度末の収納率(課税状況調査)	自主財源を確保するため	98.8%	98.84%

■主な取り組み方針

方針①: 財政計画に基づいた計画的な財政運営

- 中長期を見通した財政計画に基づく堅実な財政運営を行ない、基金取崩に頼らない収支均

衡型の財政体質を目指します。

○地方公会計制度による財務書類の分析結果など財政状況の情報公開についても積極的に
行なうことで、市民に市の財政運営についての理解を得られるようにします。

方針②：歳入確保のための取り組みの推進

○自主財源の根幹である税収確保の強化を図ります。

○市が保有する金銭債権（市税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・保
育料・使用料及び貸付金等）の徴収を強化し、収入増加を推進します。

○使用料・手数料を適切に設定し、自主財源の確保に努めます。

方針③：出納事務の充実と公金の適正な管理の推進

○迅速かつ効率的な会計事務を行います。

○公金の安全かつ有利な管理・活用を行います。

■市民等と行政の役割

主体	内容
個人（1人でできること）	○市の財政状況に興味・関心を持ちます。 ○自主的に行政活動に参画します。
地域（みんなでできること）	○市の財政状況に興味・関心を持ちます。 ○自主的に行政活動に参画します。
企業・NPO 団体（事業者ができること）	○市の財政状況に興味・関心を持ちます。 ○行政と連携しながら行政活動に参画します。

■関連する個別計画

計画名	計画期間
財政計画	平成 30 年度～平成 34 年度
行財政改革大綱／第 2 次行財政改革大綱【改訂版】	平成 27 年度～平成 29 年度
行財政改革集中改革プラン／第 2 次行財政改革集中改革プラン 【改訂版】	平成 23 年度～平成 29 年度
第 4 次紀の川市職員適正化計画	平成 30 年度～32 年度

■現状と課題

- 人口減少、特に生産年齢人口の減少や老年人口の増加が予測されているため、このような人口構造の変化を的確に把握し、それに適した行政経営が求められています。また、これまで自助や共助で完結していたサービスが、公助としてサービス形態が変化することもあり、限られた財源で厳しい対応が強いられています。
- 市民のニーズに沿った施策の立案を行うため、市民意識調査など市政に市民の声を反映させる仕組みの構築を進めています。
- 経営戦略会議を開催し、限りある人員、財源を、「重点化する分野」や「推進が必要な分野」に配分できるよう「選択と集中」ができる仕組みづくりを進めています。
- 次期長期総合計画と連動し、新たな行政課題や新たな市民ニーズに対応するための新たな行政組織機構の構築を進めています。
- 本市では、施設の老朽化や耐震改修の不足等による安全性の低下や日常的な修繕等に係る費用の増大、大規模改修や建替え時期の集中が予想されます。
- 未利用地及び遊休資産の対策として、検討協議の機会を設けることで、計画的な再利用・処分を進めています。また、併せて市有財産管理台帳の整備を行い、市有財産の適正な把握と管理を行っています。

(主な課題)

- 民間の経営手法を参考にし、行政を経営するという考えのもと、市民目線に立ったサービス提供と市民満足度の向上を図ることが必要です。
- 高度化・多様化する行政課題や住民ニーズに迅速に対応するため、効率的・効果的に行政サービスを提供することが必要です。
- 公共施設等の老朽化に伴う修繕・更新の計画的な対応が必要です。また、本市が保有する公共施設のサービス水準を維持するため、施設保有量の見直しや計画的な保全による長寿命化など適正な維持管理を行い、有効活用していくことが必要です。

■目指す姿

行政改革に着実に取り組み、市民ニーズを的確に反映した施策、行政サービスを提供することで、市民満足度の高い行政経営が行われているまちを目指します。

■成果指標

指標名	算式および出典	指標の設定理由	現状値 (H29)	目標値 (H34)
成果指標達成率	成果指標として掲げた指標数のうち、目標達成した指標の数	目標達成した成果指標数が計画的に長期総合計画が進捗しているかどうかの判断基準となるため		
市政運営に市民の意見が反映されていると思う市民の割合	市民意識調査を実施し測定	市政運営に参画する機会づくりや市民意識調査結果の反映が進んでいるかどうかの判断基準となるため		
総合計画を知っている市民の割合	市民意識調査を実施し測定	市の行政サービスを推進するうえでの最上位計画であり市民との共通の指針でもある総合計画を知っている		

		のか市民ニーズが反映されているかの判断基準となるため		
ICT情報利用環境が整っていると感じる市民の割合	市民意識調査を実施し測定	行政サービスを受ける側の市民がIT化をどのように感じているかを計る必要があるため		
マイナンバーカード交付率	マイナンバー交付枚数÷人口	国をあげて、マイナンバーカードの交付率向上を図っており、交付率を向上させることにより、今後展開されるマイナンバーカードを活用した様々なサービスを住民が享受できるようになる。		
公共施設の保有量(床面積)	公共施設マネジメント計画	公共施設マネジメントの目標値である「保有量」(床面積)の現状が目標値に対してどのような状況か把握する		

■主な取り組み方針

方針①: 計画的な市政経営の推進

○行政を経営するという視点のもと、限りある経営資源を有効に活用するため、PDCA サイクルによる行政評価と連動した予算編成、実施計画、人員配置を検討し、事業の選択と重点化によりメリハリのある事業展開を目指します。

方針②: 行財政改革大綱、集中改革プランの確実な推進

○総合計画の目標実現に向けて、質の高い行財政改革大綱、集中改革プランを策定して、効率的・効果的な行政サービスを提供します。
○本市の状況や取り組みの成果を公表し、市民と行政とが一体となって行政サービスを推進します。

方針③: 効率的・効果的な行政サービスの提供

○行政サービスのICT化の推進に向けて、庁内の推進体制強化に取り組み、利用者の利便性の向上を目指します。また、今後、利用が開始される「マイナポータル」を活用し、効率的・効果的な行政サービスの提供に取り組みます。
○連携中枢都市圏を形成し、広域での連携を推進します。

方針④: 公共施設マネジメントの推進

○個別施設の長寿命化・更新計画を策定します。
○各地域単位での人口推計を行い、施設再配置計画を策定します。
○公共施設についての市民理解を深めるため、啓発を行います。
○公共財産の適正な管理により充実した市民サービスを提供します。

■市民等と行政の役割

主体	内容
個人(1人でできること)	○

地域(みんなのできること)	○
企業・NPO 団体(事業者ができること)	○

■関連する個別計画

計画名	計画期間
紀の川市長期総合計画	平成 25 年度～平成 29 年度
まち・ひと・しごと創生総合戦略	平成 27 年度～平成 31 年度
那賀 5 町新市建設計画	平成 16 年度～平成 32 年度
紀の川市公共施設マネジメント計画	平成 28 年度～平成 67 年度

5-3-4	担当部	総務部	関係部	企画調整課、市民
職員の育成と職場環境の充実	担当課:	人事課	関係課:	課、地域振興課ほか

■現状と課題

- 平成 28 年 4 月に改正地方公務員法により、能力や業績に基づく人事管理の徹底を図る人事評価制度の導入が義務付けられました。また、女性活躍推進法の成立や年金支給開始年齢の段階的引上げに伴う再任用の義務化、臨時・非常勤職員の活用拡大など、公務を支える職員は多様化しています。このような取り巻く環境の変化を踏まえて、人材育成や働き方の見直しが求められています。
- 行政経営の考えに基づいた成果とコストを意識した効率的で質の高い行政運営が求められています。
- 業務が複雑化・専門化するなか、職員一人ひとりの専門的知識や技術の習得などの能力開発や、行政職員としての識見や人間力を養うために、職員に対する研修の重要性が益々高まっており、研修については、これまでの職員全体研修を改め、スペシャリスト養成のための専門研修や職階等ターゲットを絞った研修にシフトしています。
- 新規採用職員を対象とした研修を充実させたり、メンター制度(平成 29 年度以降)を導入したりするなど、若手職員のキャリア形成に取り組んでいます。
- 組織を活性化させるため、平成 28 年度から人事評価制度を本格導入し、職員の育成、適切な処遇、管理監督者の指導力の向上に取り組んでいます。

(主な課題)

- 職員の資質及び能力の向上に繋がる効果的な取り組みが必要です。
- 職員の業務に対するモチベーションの向上(意識改革)が必要です。
- 職員がいきいきと働くことができる職場環境の充実が必要です。

■目指す姿

職員の採用、研修、評価が適正にかつ継続的に行われ、いきいきと働くことができる職場づくりと、充実した市民サービスが行われているまちを目指します。

■成果指標

指標名	算式および出典	指標の 設定理由	現状値 (H29)	目標値 (H34)
専門研修延べ参加者数	人事課集計	職員能力の向上及び意識改革の度合いの指標となるため	36 人	100 人
月 40 時間以上を超える超過勤務を行う職員の割合	人事課集計	職員がいきいきと働くことができる職場環境の向上の度合いの指標となるため	1.7% (4～7 月)	4.0%
管理的地位にある職員に占める女性職員の割合	人事課集計	職員の採用、研修、評価の適正度合いの指標となるため	24.4%	30%
窓口サービスの満足度	市民意識調査	市役所を安心して快適に利用でき、適切かつ迅速に対応し丁寧でわかりやすい説明が、市民満足度の向上に繋がるため		

仕事にやりがいを感じ ている職員の割合	職員アンケート	職員の満足度を把握 することで職場環境の 充実度合いを検証す る		
------------------------	---------	---	--	--

■主な取り組み方針

方針①: 戦略的な人材育成の推進(職員の資質及び能力の向上)

- 短期的には、研修計画を策定し、研修体制を構築します。
- 中長期的には、研修計画に基づき研修を実施し、職員一人ひとりの能力を向上させることにより、組織全体のレベルアップを図ります。
- 人事評価を通じて、自発的な能力開発を促します。

方針②: 人材の確保と適正な配置による組織力の向上

- 公務員としての資質を備えた人材を確保し、様々な業務を体験させることで業務遂行能力を高め、職員の育成と適正な配置を実現します。
- 総合計画の目標実現に向けて、効率的・効果的かつ機動的な組織を編成します。

方針③: 良好な職場環境の整備・充実

- 職員の勤務条件や福利厚生制度などを整備し、より働きやすい職場環境を目指します。
- 良好な職場環境づくりの重要性を職員一人ひとりが認識し、互いの立場を理解し、認め合う意識を醸成します。

■市民等と行政の役割

主体	内容
個人(1人でできること)	○
地域(みんなでできること)	○
企業・NPO 団体(事業者ができること)	○

■関連する個別計画

計画名	計画期間
紀の川市人材育成基本方針	—
紀の川市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画	平成 28 年 4 月 1 日～ 平成 33 年 3 月 31 日
紀の川市次世代育成支援特定事業主行動計画	平成 27 年 4 月 1 日～ 平成 37 年 3 月 31 日